

子どもプラン

青森市子ども総合計画 後期計画

(平成 23 年度～平成 26 年度)

～子どもの人権が尊重され、
子どもが健やかに育つまちへ～



青森市

はじめに

市では、平成16年7月に子ども支援と子育て支援のための総合的な計画として「子ども総合計画」（前期計画）を策定し、その基本理念である「子どもの人権尊重を第一に考えた『子どもの最善の利益』の保障」の実現に向けた取組みを推進してまいりましたが、その後の子どもを取り巻く環境変化や市民ニーズの変化、国の子ども施策における新たな動向などを踏まえ、このたび、平成23年2月に策定した「青森市新総合計画－元気都市あおもり 市民ビジョン－前期基本計画」の分野別計画として、「青森市子ども総合計画後期計画」を策定いたしました。

この後期計画は、前期計画の基本理念を踏襲し、これまで取り組んでまいりました「子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり」と「大人が安心して子育てできる環境づくり」をさらに推進することを目指し、新たな課題に適切に取り組んでいくための方向性、達成すべき目標などを取りまとめたものです。

子どものしあわせは、子どものみならず地域のしあわせに、大人も含め全ての人のしあわせにつながるという観点から、今後、計画の推進にあたっては、家庭、地域、保育所・幼稚園・学校、企業、行政等がそれぞれの役割とその特性を活かし、一体となって取り組むことが重要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をくださいました市民の皆様、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成23年10月

青森市長 鹿内 博

目 次

1 総論	1
第1 計画策定の目的	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の基本理念と目標	3
3. 計画期間	3
4. 計画の対象	4
5. 計画の推進体制	4
第2 子どもと子育て家庭をめぐる現状	5
1. 人口の変化と少子化について	5
2. 子どもと子育て家庭をめぐる状況	9
第3 市総合計画前期基本計画との相関図	21
第4 計画の施策体系	22
2 各論	23
第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）	24
第1節 子どもの人権の尊重	25
第1項 「子どもの権利条約」の趣旨の普及と子どもの人権擁護の啓発	25
第2項 「子どもの権利」尊重の明言化	27
第3項 子どもの意見表明の機会づくりと子どもに関する施策への子どもの参加	29
第2節 子どもの「自立」「交流」「創造」を育むまちづくり	31
第1項 思いやりの心の醸成	31
第2項 子どもの活動機会の充実	33
第3項 子どもの居場所づくり	36
第4項 子ども支援のネットワークづくり	38
第3節 学校などの教育機能の充実	41
第1項 確かな学力の向上	41
第2項 豊かな心の育成	44
第3項 健やかな体の育成	47
第4項 信頼される学校づくりの推進	50
第5項 幼児期の教育の充実と学校との連携	53
第4節 地域の教育力の向上	55
第1項 地域の教育力の向上	55
第5節 次代を担う大人になるための教育の充実	57
第1項 男女平等意識の啓発	57
第2項 思春期教育の充実	59

第6節 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備	61
第1項 交通安全の確保	61
第2項 犯罪被害から守る活動の促進	63
第3項 環境浄化活動の促進	65
第4項 安全な道路交通環境の整備	67
第5項 災害時における安全の確保	69
第7節 児童虐待防止に向けた支援の充実	71
第1項 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応、適切な支援	71
第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）	73
第1節 仕事と子育ての両立の推進	74
第1項 多様な保育サービスの充実	74
第2項 育児をしやすい職場環境づくり	77
第2節 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進	79
第1項 障害児家庭への支援の充実	79
第2項 ひとり親家庭などへの支援の充実	81
第3節 家庭教育の充実	83
第1項 家庭教育の充実	83
第4節 子どもを健やかに生み育てるための母子保健対策などの充実	86
第1項 妊産婦・乳幼児の保健及び健康診査などの充実	86
第5節 安心して子育てできる医療体制の充実	89
第1項 救急医療体制の充実	89
第2項 妊産婦・子どもの医療費助成制度の実施	91
第6節 子育てを支援する生活環境の充実	93
第1項 生活環境の整備	93
第2項 安心して外出できる環境の整備	96
第3章 子どもに関する情報・相談機能の充実と計画の推進体制	98
3 資料編	101
1. 「目標とする指標」一覧	102
2. 青森市子ども総合計画後期計画の策定過程	110
3. 健康福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	111
4. 青森市健康福祉審議会条例・青森市健康福祉審議会規則	112
5. 青森市子ども総合計画推進会議設置要綱	116

1 総論

第1 計画策定の目的

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本理念と目標
3. 計画期間
4. 計画の対象
5. 計画の推進体制

第2 子どもと家庭をめぐる現状

1. 人口の変化と少子化について
2. 子どもと子育て家庭をめぐる状況

第3 計画の施策体系

第1 計画策定の目的

1. 計画策定の趣旨

平成2年の「1.57ショック」^(※1)を契機に、国では、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

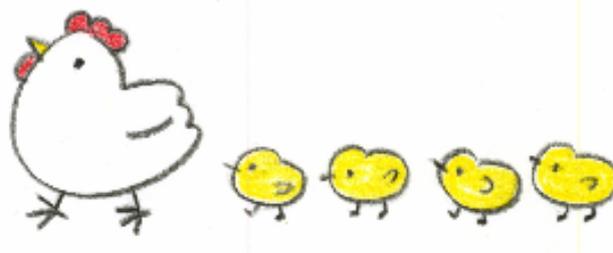
そのうちのひとつとして、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体は、次世代育成支援の取組みを促進するための行動計画を策定するよう義務付けられました。

これに伴い、本市では、社会全体で子どもが健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進することを目的として、平成16年7月に「青森市こども総合計画～こどもプラン～」(前期計画)を策定し、児童福祉や保健、教育や青少年の健全育成、生涯学習、労働環境やまちづくりなどの幅広い分野における子ども施策に取り組んできたところです。

この前期計画は、当初、平成16年度から平成21年度までの6か年の計画として策定し、その後、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする後期計画を策定する予定でした。

しかしながら、本市のまちづくりの最上位指針として平成23年2月に策定した「青森市新総合計画―元気都市あおもり 市民ビジョン―前期基本計画」との整合性を図る観点から、前期計画を後期計画策定時まで延長して対応することとしたものです。

後期計画については、国の「行動計画策定指針」^(※2)や、国などにおける新たな動向、市議会をはじめ、浪岡自治区地域協議会や「わたしの意見提案制度」、ニーズ調査などを踏まえ、このたび、子どもの健やかな成長を育むための子ども総合計画として策定しました。



用語解説

(※1) 1.57ショック

「ひのえうま」という特殊要因により、前年(平成元年)の合計特殊出生率が1.57と、それまで過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

(※2) 行動計画策定指針

行動計画の基本的事項や内容、目標及び実施に関する重要事項を定めたもの。(平成21年3月改正)

2. 計画の基本理念と目標

基本理念

子どもの人権尊重を第一に考えた
「子どもの最善の利益」の保障

この理念に基づき、子どもの人権を尊重し、子どもが健やかに育つための環境づくりを目標とします。

目 標

<子ども支援>

子どもが健やかに生き生きと
成長できる環境づくり

次代を担う子どもたちがすくすくと育つためには、子どもは「社会の宝」として社会全体で見守り育て、子ども自身が育ちやすい環境をつくる必要があります。

そのためには、子どもの人権を尊重し、子どもの主体性を育むとともに、学校や家庭、地域における教育力の向上、親となる大人への教育、さらには、子どもが安全で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

<子育て支援>

大人が安心して
子育てできる環境づくり

子どもを安心して生み育てていくためには、親が安心して生活でき、就労できる環境をつくる必要があります。

そのためには、多様な保育ニーズに合った保育サービスを提供するとともに、仕事と生活の両立ができるような環境づくりや、子育てに関する不安や経済的負担の軽減などにより、子育てを応援するほか、母子保健対策や医療体制の充実を図ります。

子どもに関する情報・相談機能の充実と計画の推進体制

市民に分かりやすい情報の提供や、子ども・子育てに関する拠点機能の整備等を行います。また、市民と行政のパートナーシップにより、本計画を推進していきます。

3. 計画期間

後期計画の期間は、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 か年とします。
なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画内容を見直します。

4. 計画の対象

青森市内に居住するすべての子ども（概ね18歳未満）と、その子育て家庭はもちろんのこと、市民、地域で活動する団体、企業など、すべての個人及び団体が対象になります。

5. 計画の推進体制

本計画の策定にあたっては、就学前の子どもや小学校3年生までの保護者を対象に実施したニーズ調査や「わたしの意見提案制度」^(※1)などを通じて得られた「子育てに関する状況」や「子育て支援についての意見」を反映しました。

庁内においては、「青森市こども総合計画～こどもプラン～」の取組みに対するフォローアップ^(※2)を踏まえながら、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画－元気都市あおもり 市民ビジョン－前期基本計画」との整合性を図るとともに、子ども施策の関連部局長を構成メンバーとした「青森市子ども総合計画推進会議」を設置し、本計画の策定を進めてきました。

また、庁外においては、児童福祉に関する有識者で構成される「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において、本計画の審議を行いました。

本計画の推進にあたっては、前述の庁内・庁外組織により、施策の進捗度を測定するために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、必要に応じて計画内容を見直すなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」に位置けるとともに、「青森市新総合計画－元気都市あおもり 市民ビジョン－前期基本計画」の分野別計画として位置付けます。（P22「青森市新総合計画前期基本計画との関連図」参照）

また、母子及び寡婦福祉法第12条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の位置付けを含む計画としています。

用語解説

(※1) わたしの意見提案制度

市の基本的な政策の企画立案過程において、当該立案の趣旨、内容その他意見募集にあたって必要な事項を市民等に公表し、多様な意見を広く募集するとともに、提出された意見を反映した意思決定を行い、市民等に公表する制度。

(※2) フォローアップ

施策などの達成状況や結果の検証を踏まえ、今後の方針等を考えること。

第2 子どもと家庭をめぐる現状

1. 人口の変化と少子化について

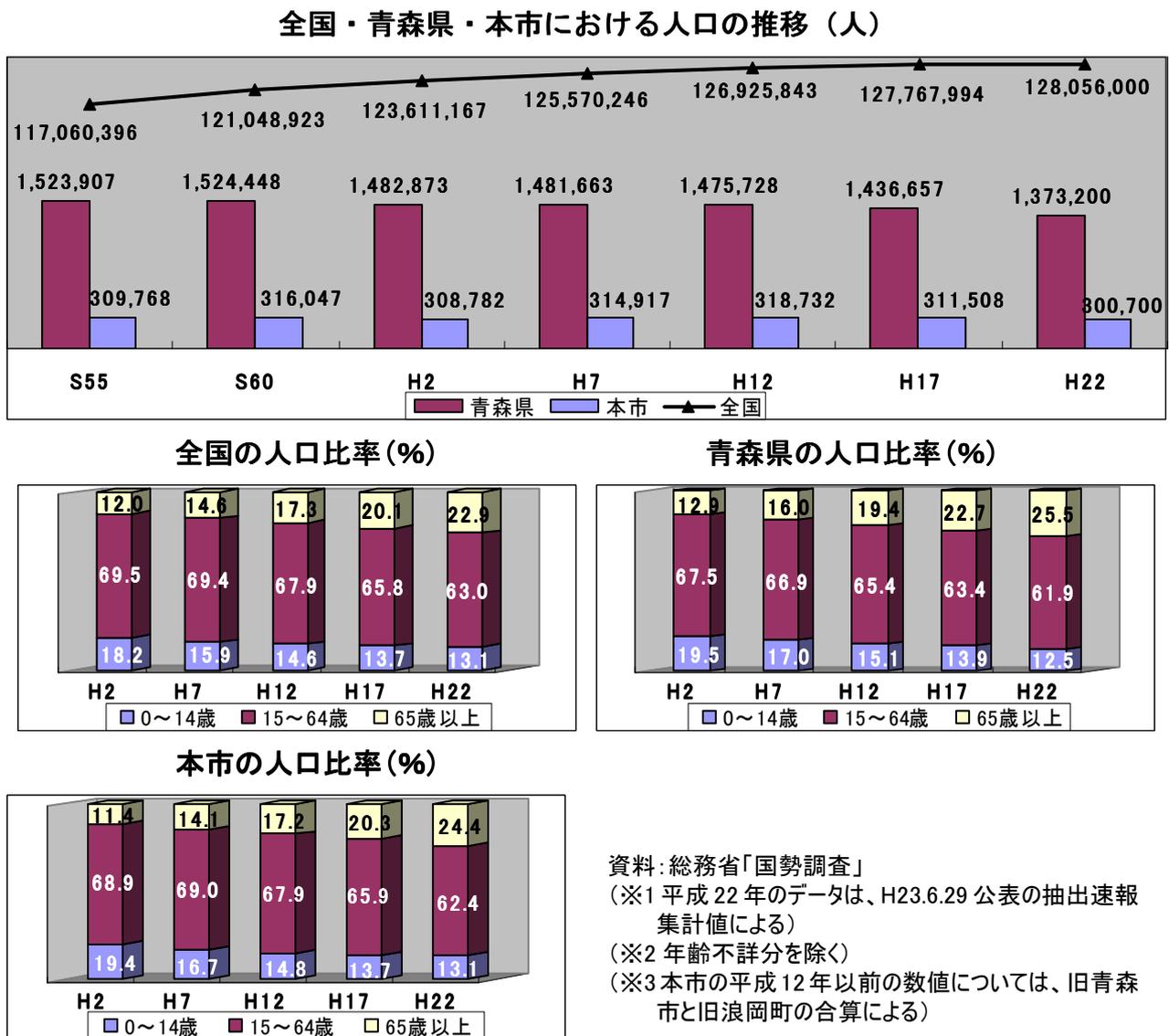
(1) 人口の推移

全国の人口は、年々増加傾向にある中で、年少人口(0～14歳)比率は、平成2年の18.2%から、平成22年では13.1%と減少しています。

また、青森県においては、総人口が年々減少傾向にあり、年少人口比率も、平成2年の19.5%から、平成22年では12.5%と、全国と同様に減少しています。

このような中、本市における人口は、平成12年をピークに年々減少を続けており、さらに、年少人口比率は、平成2年の19.4%から、平成22年では13.1%となっており、少子化が現在も進んでいることがうかがえます。(図表1参照)

図表1 全国・青森県・本市における人口及び人口比率



(2) 出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

全国における出生数は、年々減少傾向にあり、平成 21 年に微増に転じたものの、出生率^(※1)は、平成 2 年の 10.0%から、平成 21 年では 8.5%と減少しています。

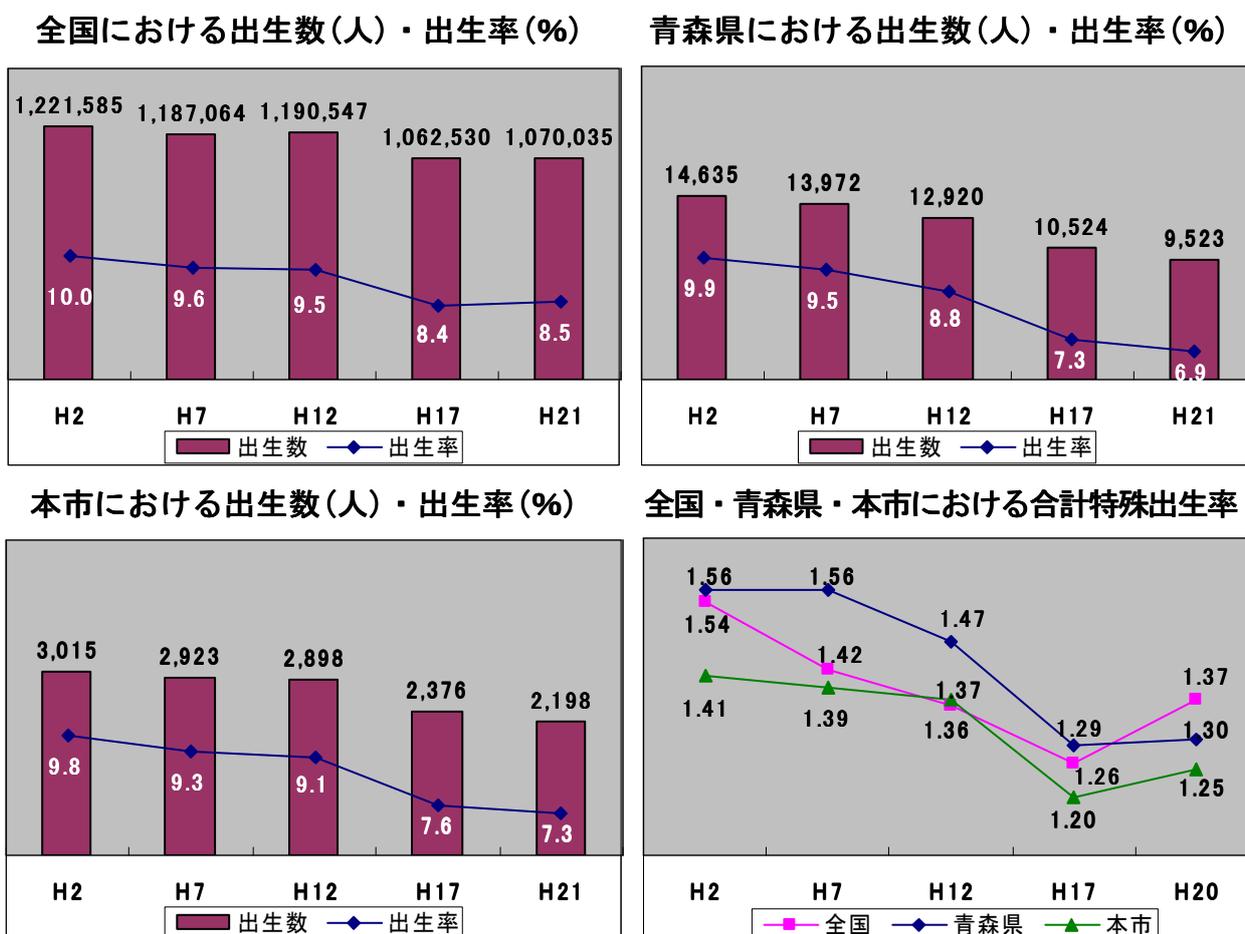
また、青森県における出生率は、平成 2 年の 9.9%から、平成 21 年では 6.9%と減少しています。

このような中、本市における出生率においても、平成 2 年の 9.8%から、平成 21 年では 7.3%と、全国、青森県と同様に減少しており、過去最低の水準となっています。

なお、合計特殊出生率^(※2)については、全国・青森県・本市とも、昭和 40 年代のベビーブーム以降、減少傾向が続いていましたが、平成 20 年には若干回復の兆しを見せているものの、本市においては、全国・県の合計特殊出生率を大きく下回る結果となっています。

(図表 2 参照)

図表 2 全国・青森県・本市における出生数・出生率・合計特殊出生率



資料: 厚生労働省「人口動態統計」
青森県保健統計年報

(※1 本市の合計特殊出生率は、「人口動態統計」と県「青森県人口動態統計」を用いた本市の試算値)

(※2 本市の平成 12 年以前の数値については、旧青森市と旧浪岡町の合算による)

用語解説

(※1) 出生率

その年の総人口に対する出生数の割合を表す。

(※2) 合計特殊出生率

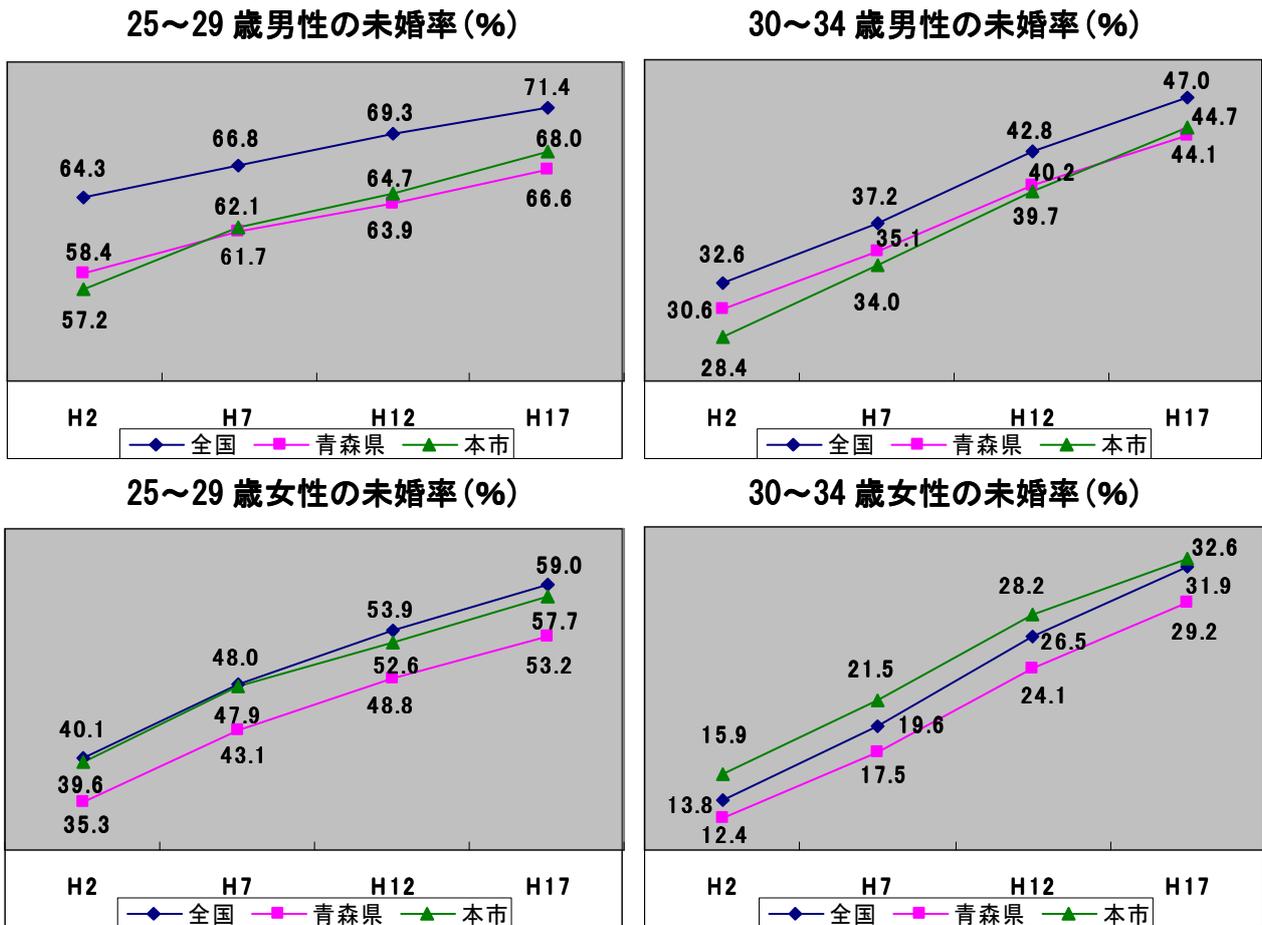
15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す。

(3) 婚姻・出産の状況

少子化の主要な要因のひとつとして「未婚化・晩婚化の進行」が挙げられますが、未婚率については、全国・青森県・本市において、現在も上昇を続けている状況にあります。(図表3参照)

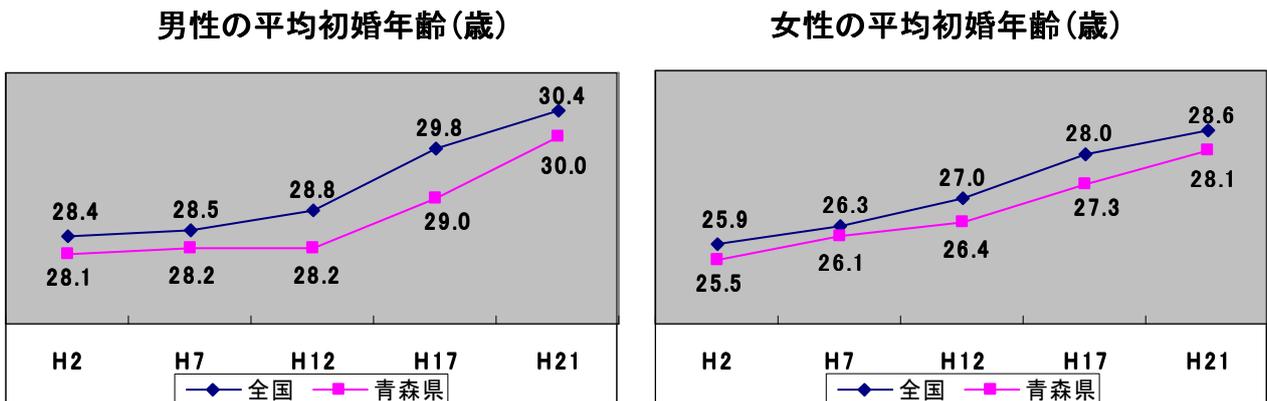
また、平均初婚年齢についても、全国・青森県とも年々上昇を続けており、晩婚化が進行していることがうかがえます。(図表4参照)

図表3 全国・青森県・本市における未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」(※本市の平成12年以前の数値については、旧青森市と旧浪岡町の合算による)

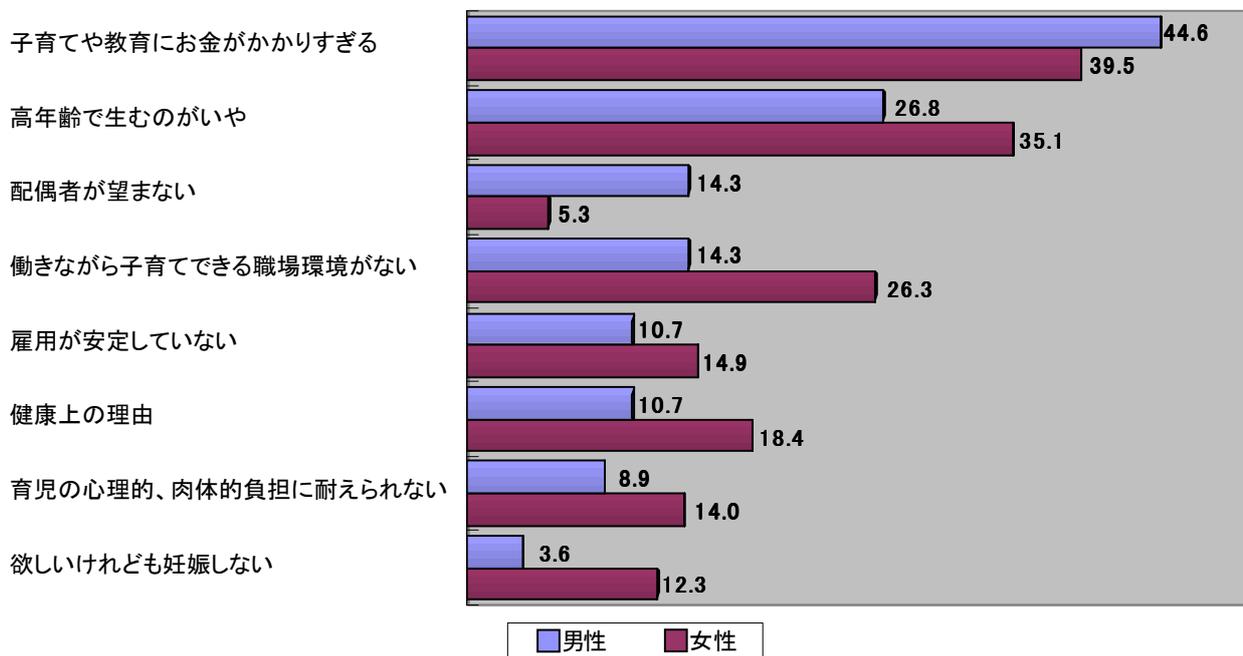
図表4 全国・青森県における平均初婚年齢の推移



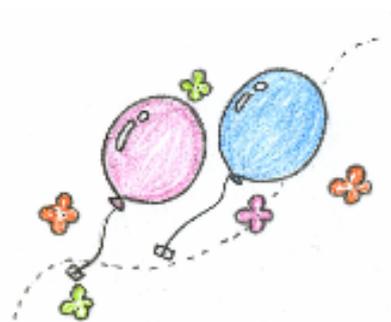
資料：厚生労働省「人口動態統計」

また、少子化の主な要因のひとつとして挙げられる「夫婦から生まれる子ども数の減少」については、内閣府公表の「平成 23 年版子ども・子育て白書」によれば、20～49 歳の男女が希望する子ども数が 2.3 人であるのに対し、今いる子ども数が 1.2 人となっている理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という経済的理由が圧倒的に多く、次いで「高年齢で生むのがいやだから」という晩婚化を背景とした理由のほか、近年の女性の社会進出を背景とした「働きながら子育てできる職場環境がない」という理由などが挙げられています。(図表 5 参照)

図表 5 子どもを増やさない理由・増やせない理由 (%)



資料：内閣府「平成 23 年版子ども・子育て白書」

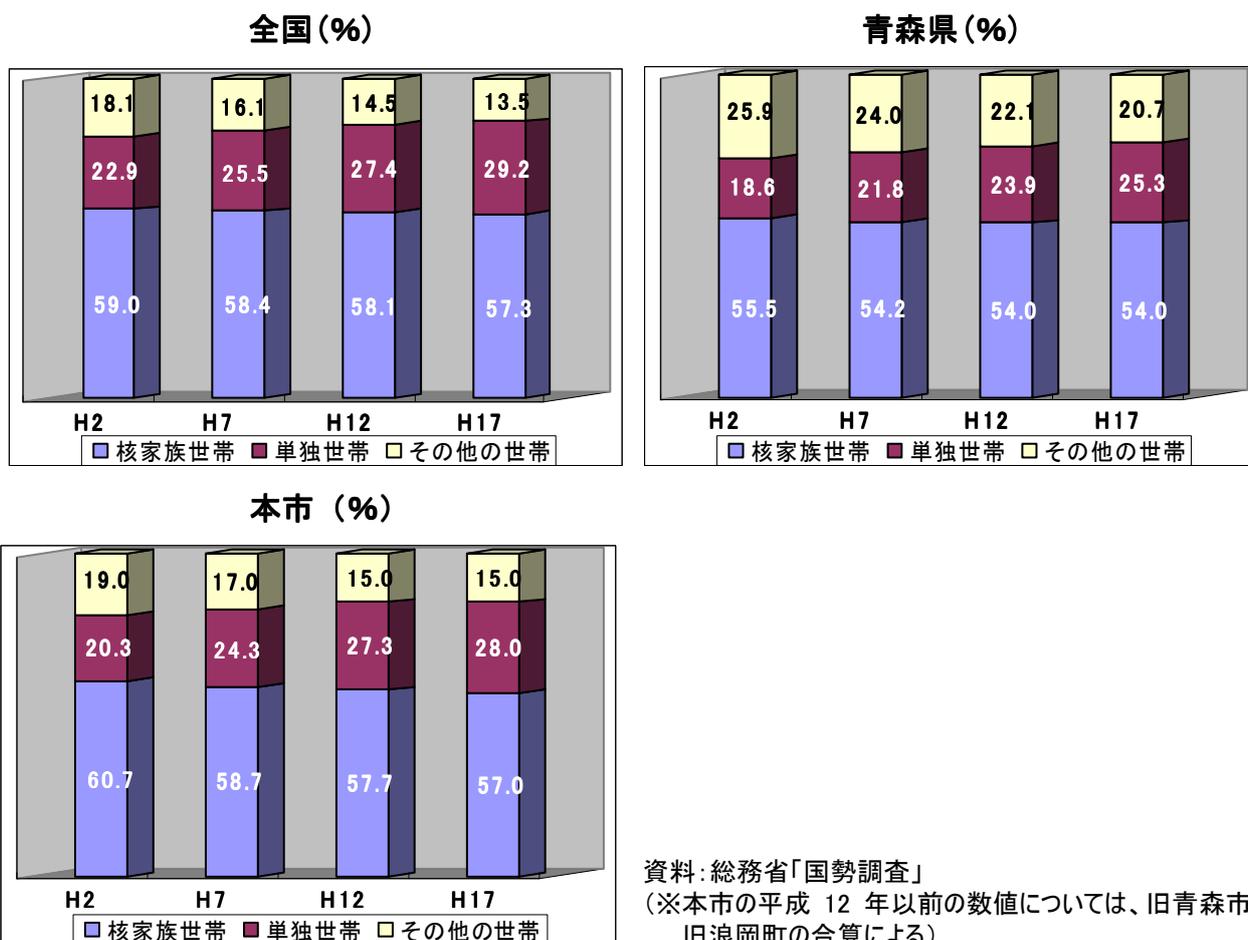


2. 子どもと子育て家庭をめぐる状況

(1) 核家族世帯・ひとり親世帯の推移

核家族^(※1)の割合は、全国・青森県・本市とも、年々減少傾向にはあるものの、平成17年時点において世帯全体の半数以上を占めています。(図表6参照)

図表6 全国・青森県・本市における核家族世帯等の推移



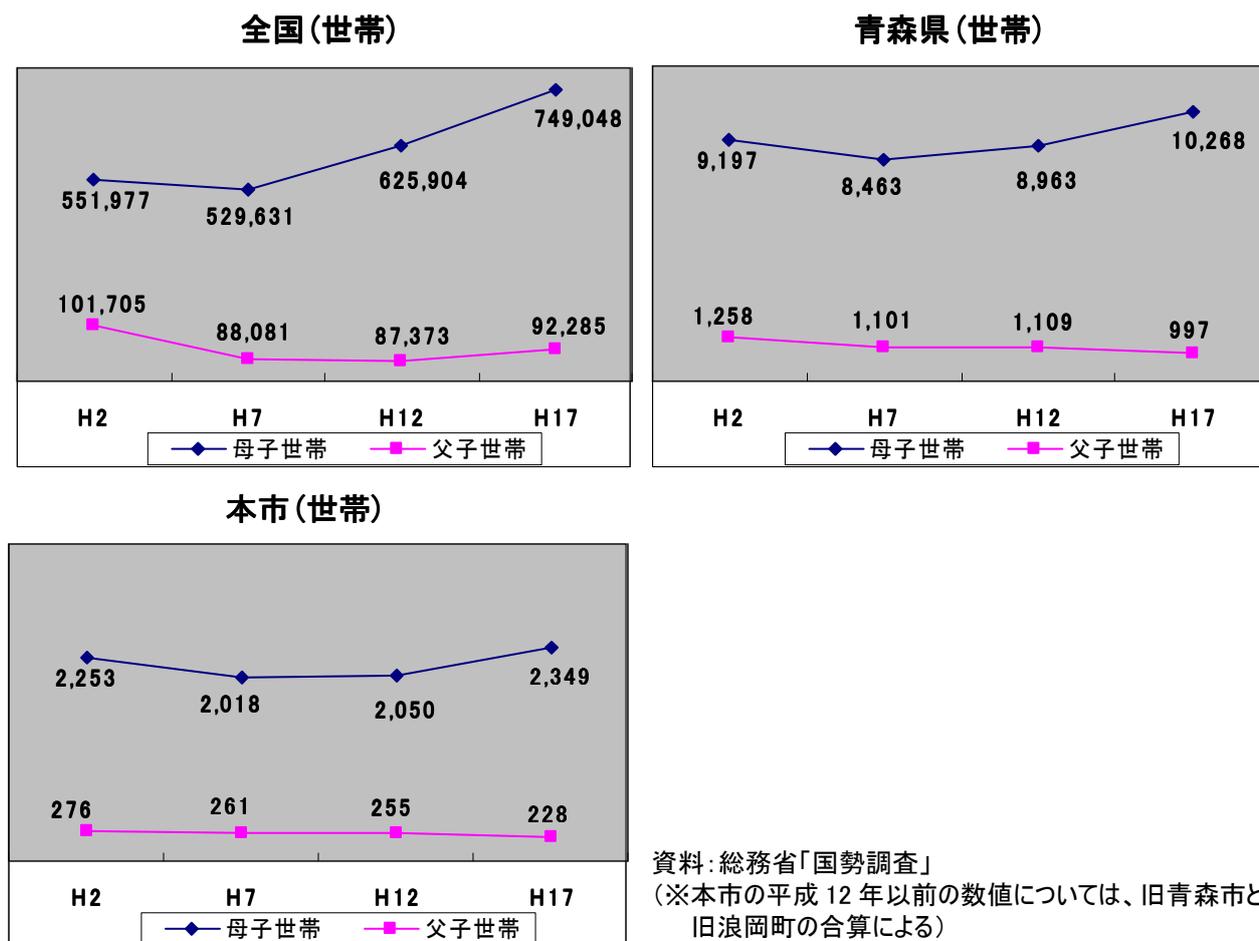
用語解説

(※1) 核家族

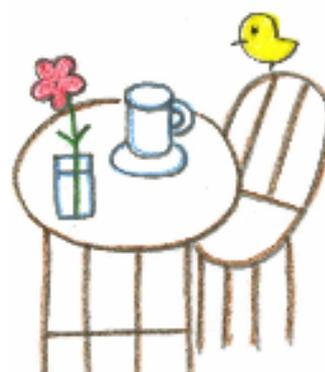
「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

ひとり親世帯について、母子世帯数は、全国・青森県・本市とも平成7年以降は増加傾向にあり、全国・青森県においては、過去最高の水準に上昇しています。また、父子世帯数は、全国・青森県・本市とも、平成2年以降、ほぼ横ばいの水準となっています。（図表7参照）

図表7 全国・青森県・本市におけるひとり親世帯の推移



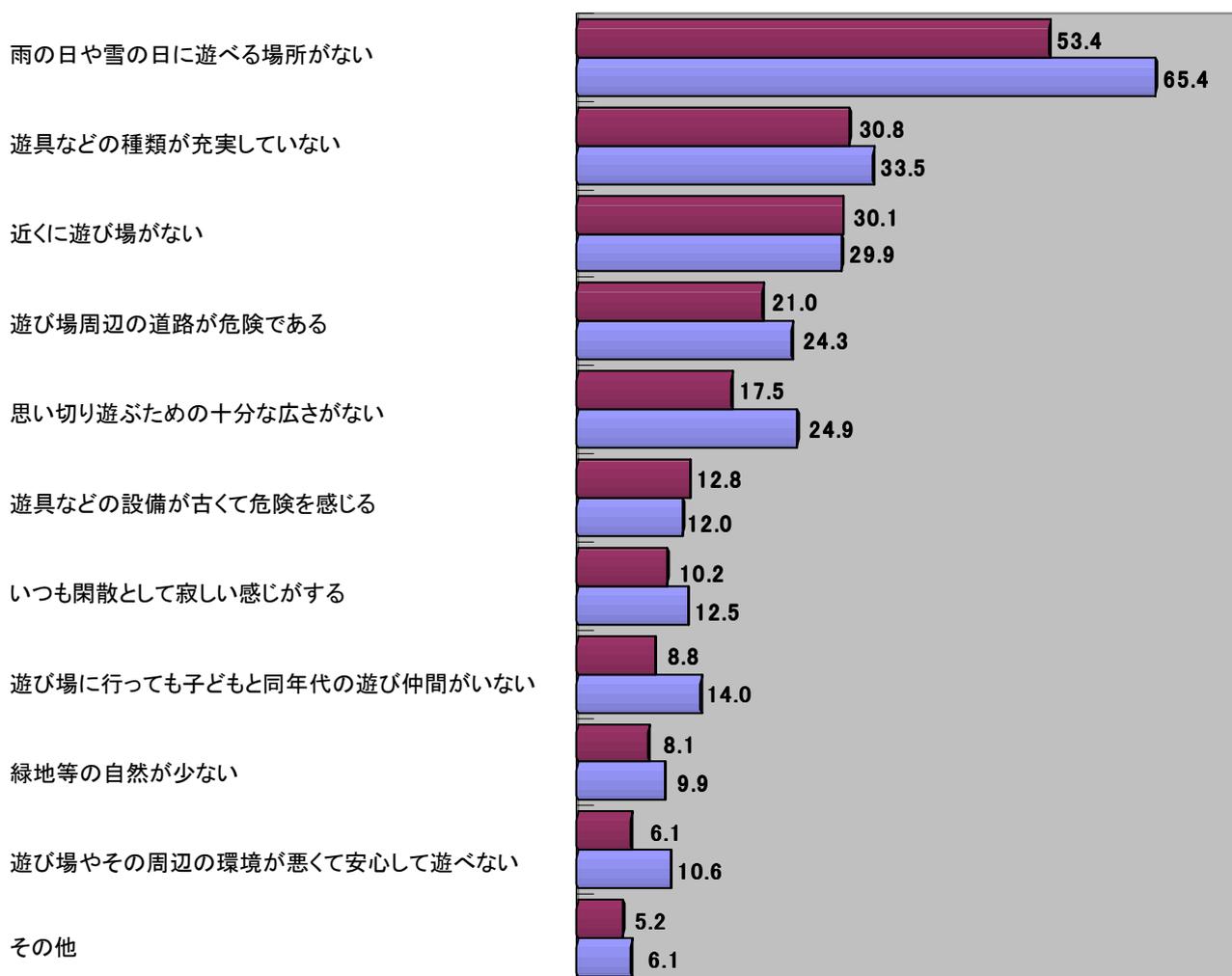
資料：総務省「国勢調査」
 （※本市の平成12年以前の数値については、旧青森市と旧浪岡町の合算による）



(2) 地域の子育て環境

就学前の子どもや小学校 3 年生までの保護者を対象に行ったニーズ調査によると、身近な地域における子どもの遊び場に関する意識として、「雨の日や雪の日に遊べる場所がない」が 53.4%で最も多く、「遊具などの種類が充実していない」30.8%、「近くに遊び場がない」30.1%と、遊び場の確保の問題が上位を占める結果となりました。(図表 8 参照)

図表 8 家の近くの子どもの遊び場について日頃感じていること (3 つまで選択可) (%)



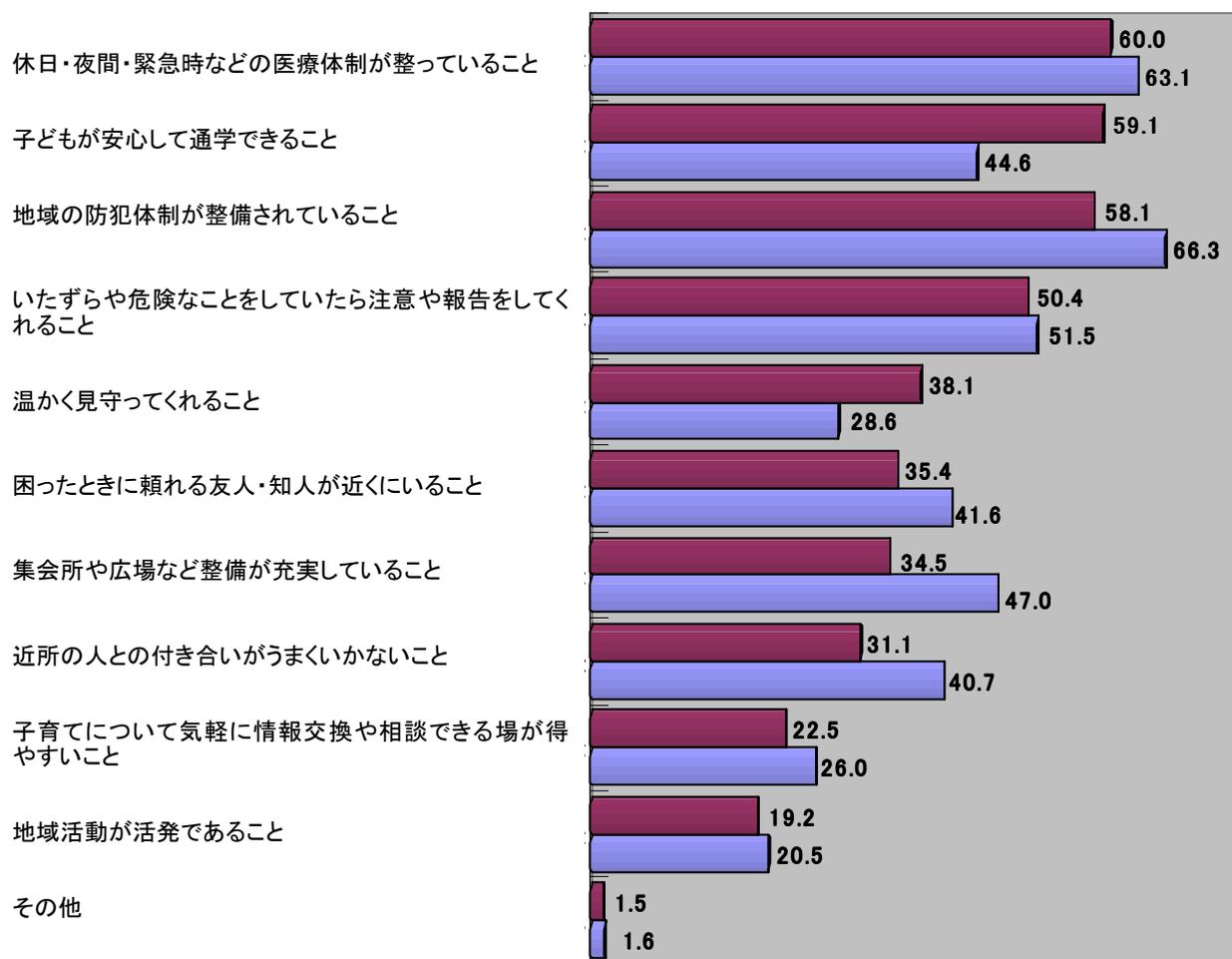
■ H22 ■ H15

資料：青森市「子ども総合計画後期計画策定にかかるニーズ調査」



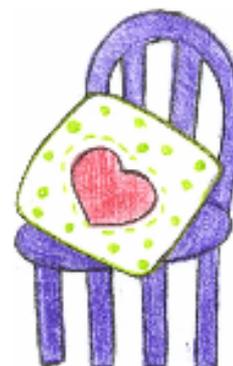
また、子育てをしていくうえで地域に期待することは、「休日・夜間・緊急時などの医療体制が整っていること」が60.0%で最も多く、「子どもが安心して通学できること」59.1%、「地域の防犯体制が整備されていること」58.1%、「いたずらや危険なことをしていたら、注意や報告をしてくれること」50.4%と、子どもへの安全面を求める声が多い結果となりました。(図表9参照)

図表9 子育てをしていくうえで地域に期待すること (複数選択可) (%)



■ H22 ■ H15

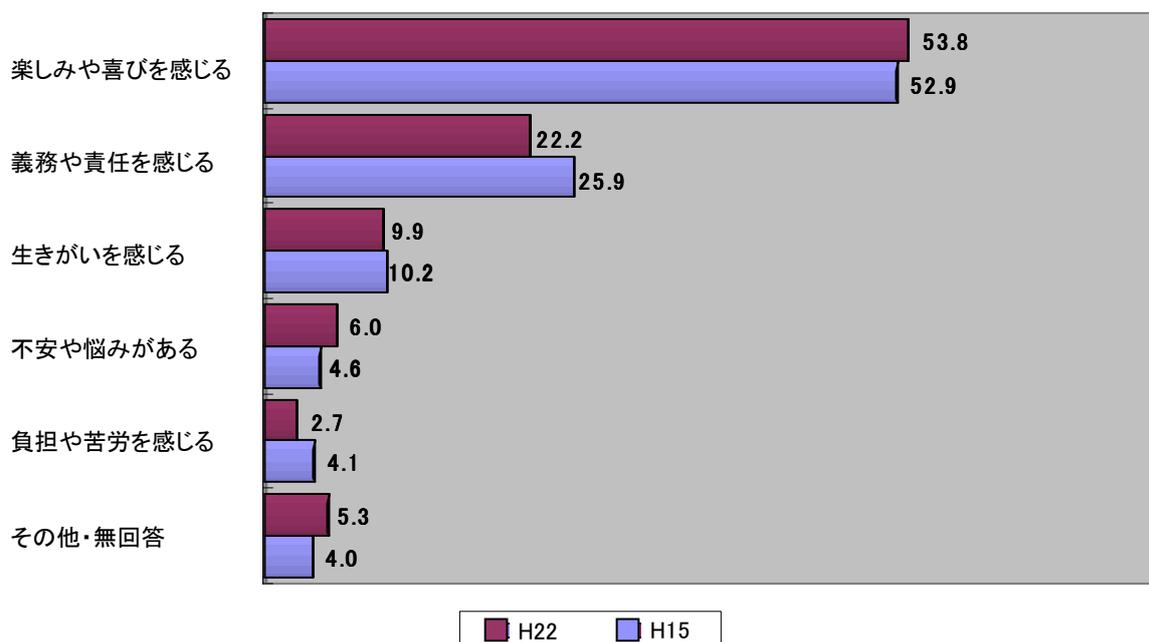
資料：青森市「子ども総合計画後期計画策定にかかるニーズ調査」



(3) 子育てに対する不安感・負担感

子育てに関する親の感想は、「楽しみや喜びを感じる」が 53.8%と、半数以上の保護者のかたが、子育てに楽しみや喜びを感じているようです。(図表 10 参照)

図表 10 子育てについての親の所感 (1 つのみ選択可) (%)

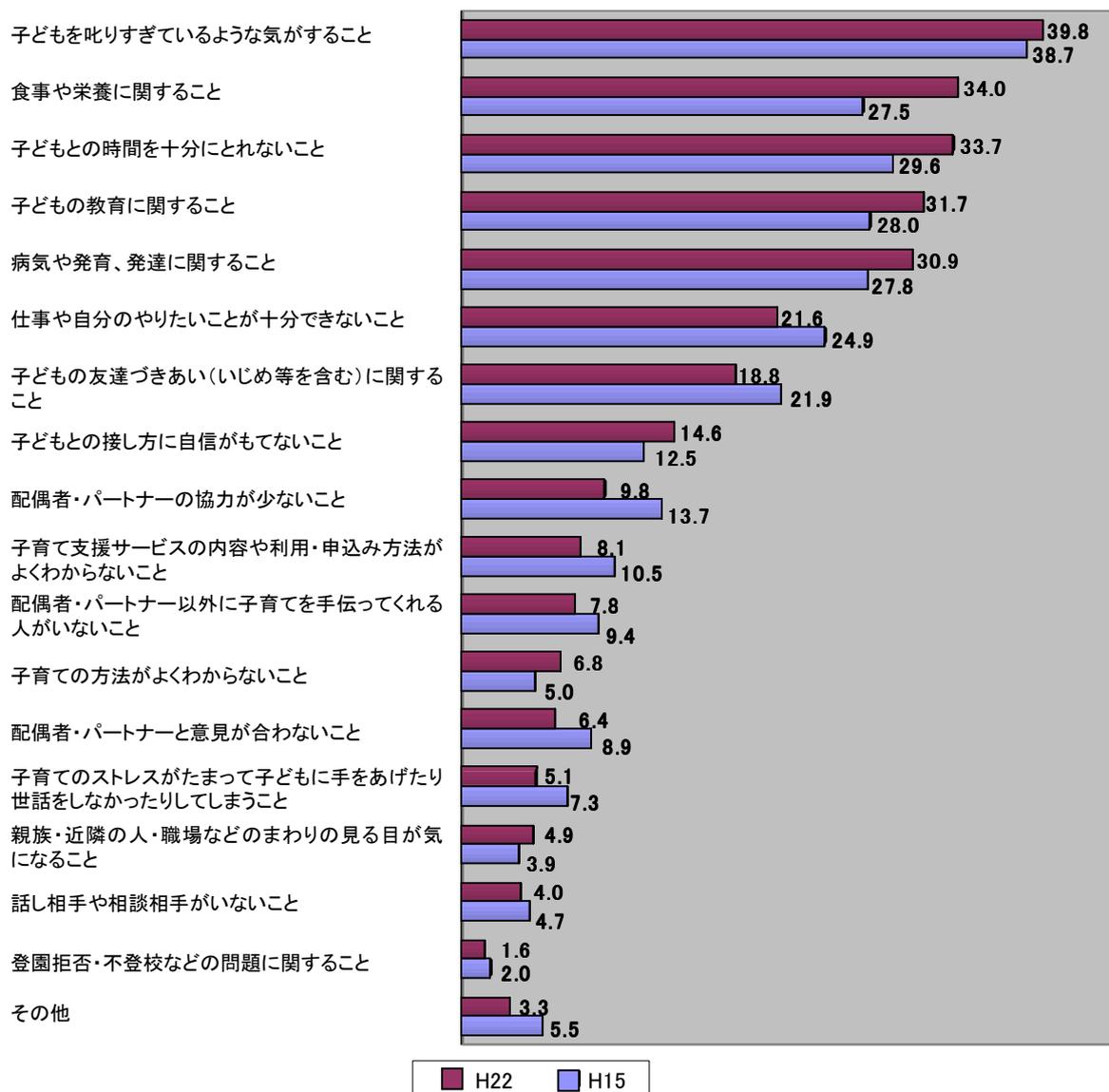


資料: 青森市「子ども総合計画後期計画策定にかかるニーズ調査」



しかしながら、子育てに関する悩みや気になることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」と39.8%、「食事や栄養に関すること」34.0%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」33.7%など、さまざまな悩みや不安を抱えている現状にあります。(図表 11 参照)

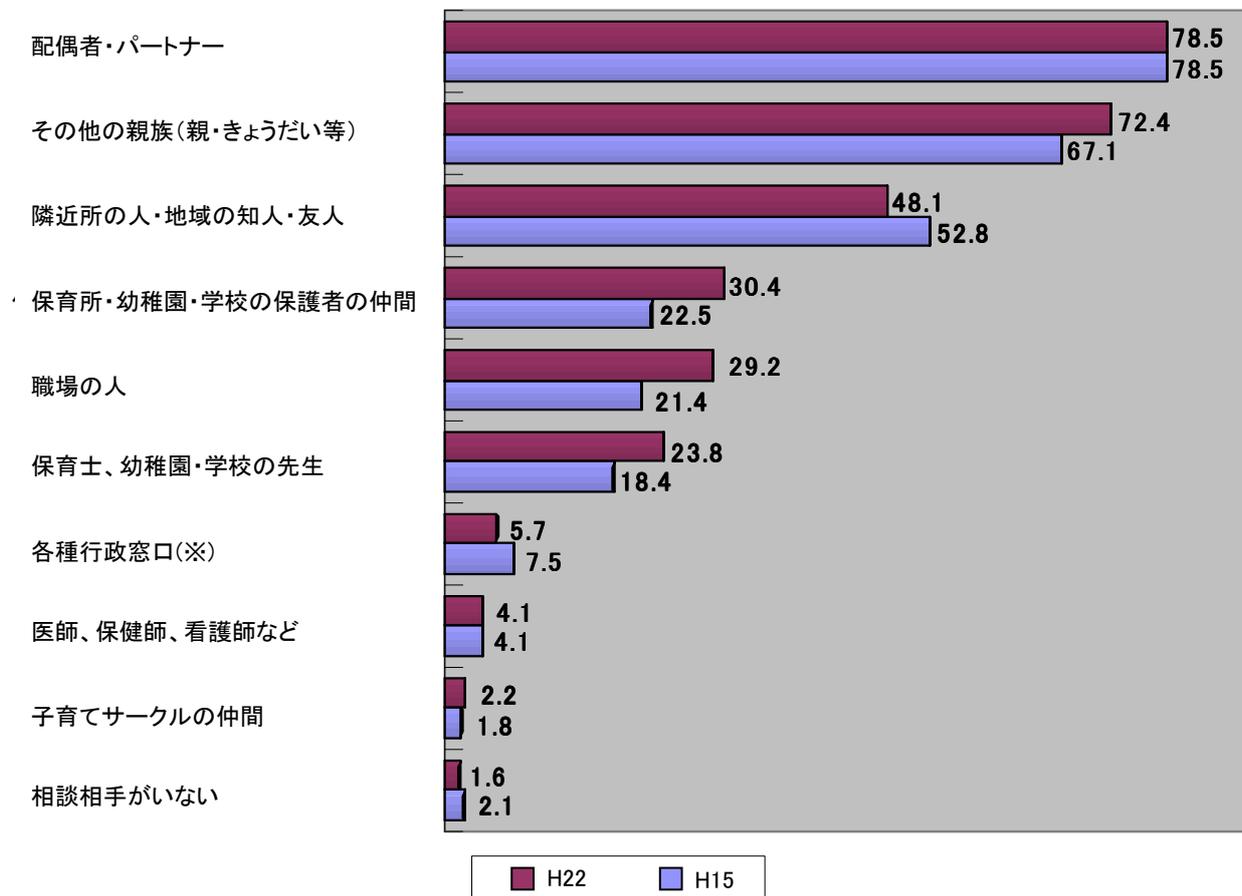
図表 11 子育てに関する悩みや気になること（複数選択可）（%）



資料：青森市「子ども総合計画後期計画策定にかかるニーズ調査」

その悩みや不安を相談する相手としては、「配偶者・パートナー」78.5%、「その他の親族（親・きょうだい等）」72.4%と、身内の者が大半を占めている中、「隣近所の人・地域の知人・友人」48.1%と、親族以外の身近な人への相談も多いことが分かりました。（図表 12 参照）

図表 12 子育てに関する悩みや不安を相談する相手（複数選択可）（%）



(※) 各種行政窓口：地域子育て支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、教育研修センター教育相談室、青森市子ども支援センター、子どもしあわせ課、元気プラザ、児童相談所など行政の相談窓口、電話相談など

資料：青森市「子ども総合計画後期計画策定にかかるニーズ調査」

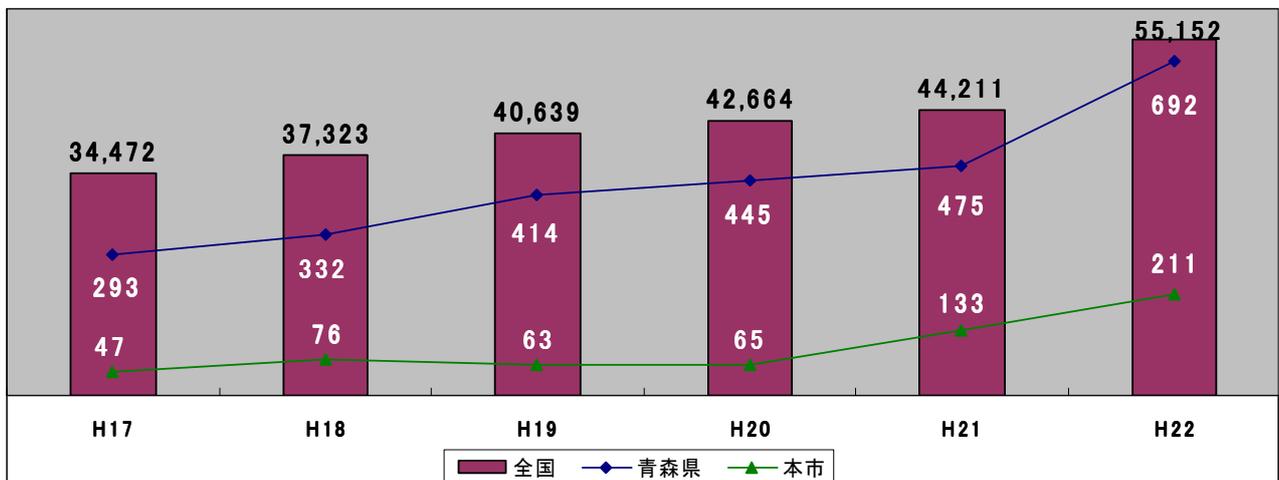


(4) 子どもをめぐる問題行動等の動向

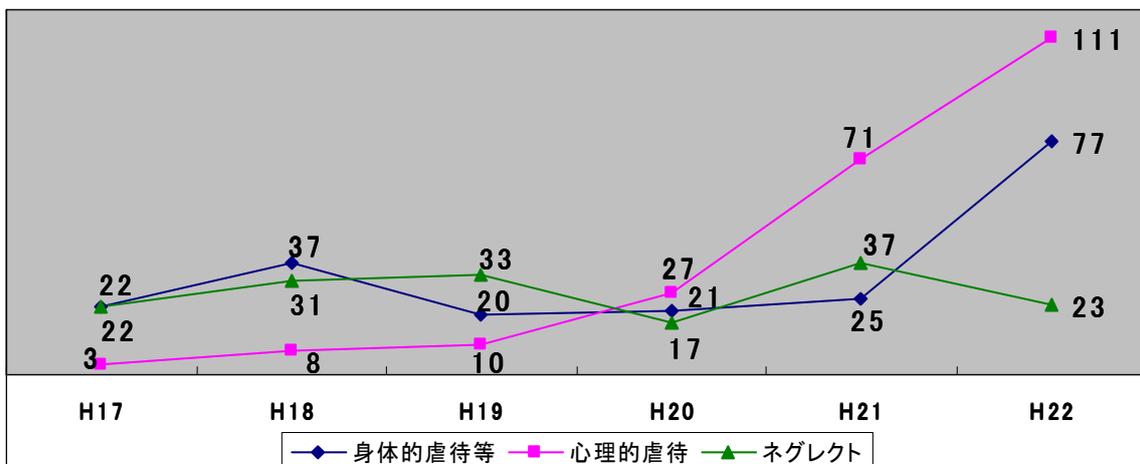
児童虐待相談件数については、全国的に増加しており、本市においても同様に年々増加傾向にあります。(図表 13・図表 14 参照)

児童虐待は、望まない出産や望まなかった子どもへの苛立ち、育児に対するストレス、配偶者が子育てに協力しないことへの怒りなど、さまざまな要因が複雑に絡み合って起きるものと考えられていますが、近年、児童虐待により子どもの尊い命が失われるなどの深刻な事件も起きていることから、子どもの安全確保を最優先とした対応を行うことが喫緊の課題となっています。

図表 13 全国・本市における児童虐待相談件数の推移(件)



図表 14 本市における児童虐待相談件数 (事案別) (件)



資料: 青森市「青森市及び青森県中央児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数」

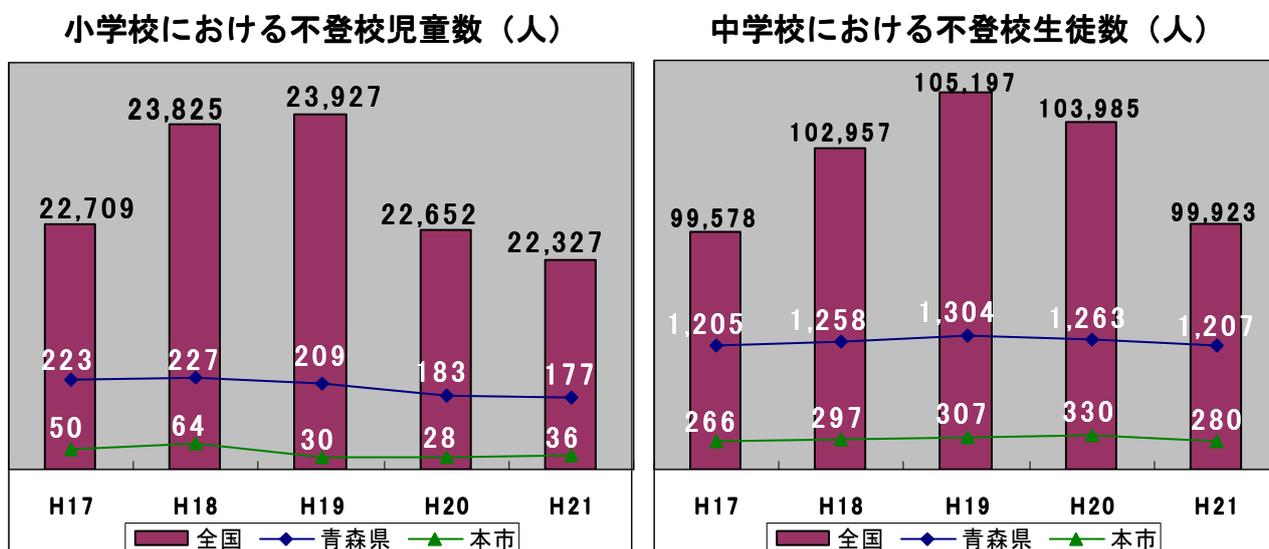
本市における不登校の児童生徒数については、小学校では、平成 18 年度以降、減少傾向にありましたが、平成 21 年度に増加しました。一方、中学校では、年々増加傾向にありましたが、平成 21 年度に減少に転じました。(図表 15 参照)

不登校は、極度の不安や緊張、無気力のほか、友人関係をめぐるケース、学業不振や病気によるものなど、さまざまな要因が考えられますが、不登校で悩んでいる児童生徒やその家族の心情を考え、不登校の状況を改善することが重要な課題となっています。

また、小・中学校におけるいじめの認知件数については、その年度でばらつきがありますが、実際には、いじめを受けていたにもかかわらず、相談できずに抱え込んでいる児童生徒も少なからずいるものと認識しています。(図表 16 参照)

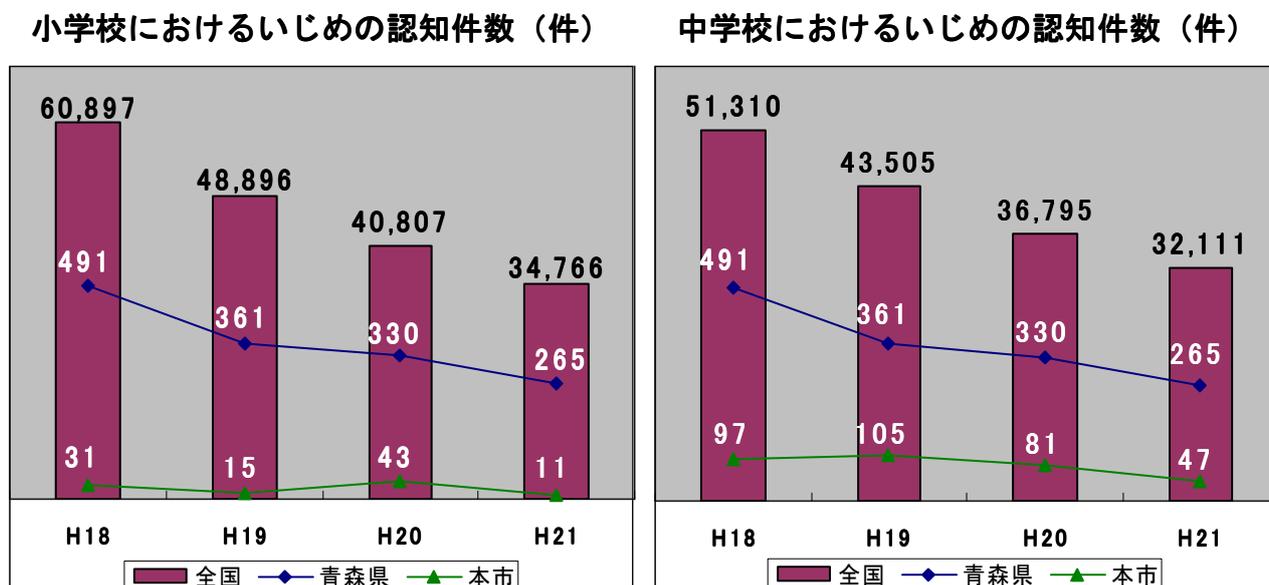
いじめの内容としては、冷やかしやからかい、仲間はずれ、集団による無視が多くを占めていますが、近年、ネット上のいじめなど、新たな課題も生じてきています。

図表 15 本市の小学校・中学校における不登校の児童生徒数の推移



資料: 文部科学省「学校基本調査」
青森市教育委員会「青森市の教育」

図表 16 本市の小学校・中学校におけるいじめの認知件数の推移(件)

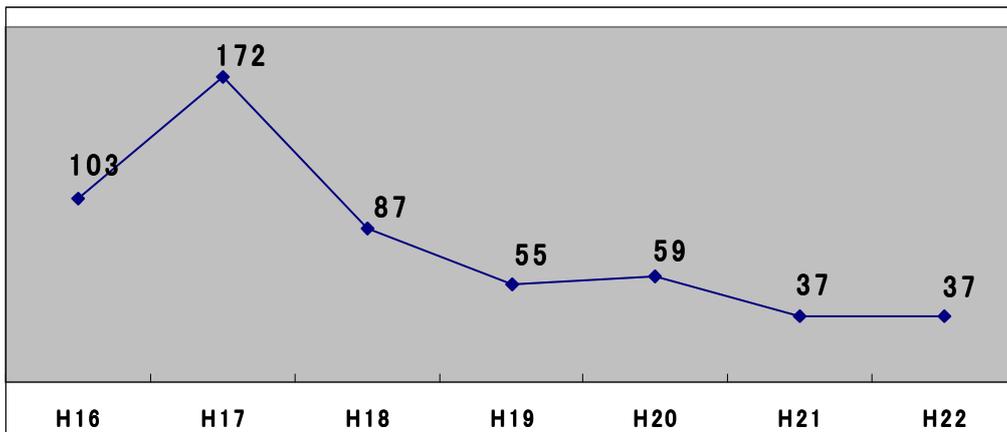


資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

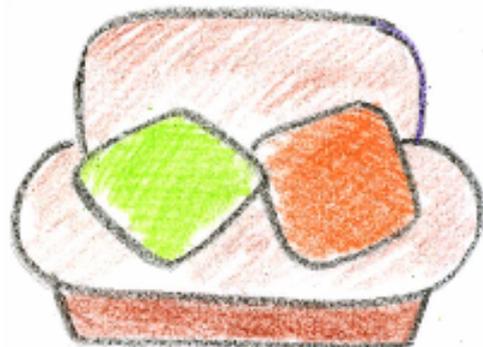
子どもが犯罪に巻き込まれる事件については、平成17年11月に発生した広島での小1
 女児殺害事件や、平成19年10月の兵庫での小2女児殺害事件など、大変痛ましい事件が
 発生しているほか、声かけなどの不審事案等の発生により、地域住民の治安に対する不安
 を増加させています。

このような中、本市における子どもを対象とした不審事案に関する情報の通報件数は、
 平成17年度の172件をピークに減少傾向にあります。声かけや強制わいせつ、つきまと
 いなどの不審事案情報が引き続き通報されている現状にあります。(図表17参照)

図表 17 子どもを対象とした不審事案情報の通報件数の推移(件)



資料:青森市教育委員会「青森市子どもを犯罪から守る学校支援協議会情報通報件数」



(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の状況

現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立への悩み

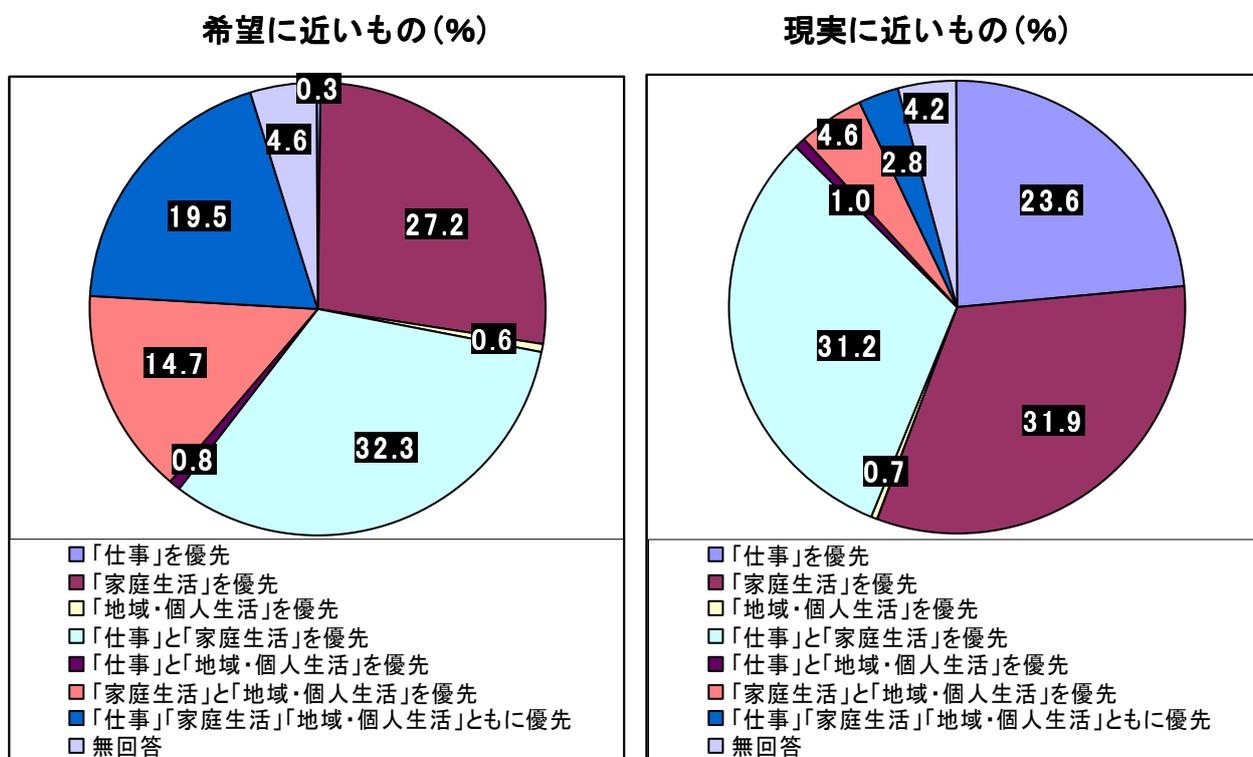
など、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっているとと言えます。

それを解決する取組みとして、国では、平成 19 年 12 月、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会、すなわち「仕事と生活の調和が実現した社会」を目指すことを掲げた『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』を策定し、環境整備などの促進・支援策などに積極的に取り組むこととしています。

本市においては、後期計画の策定にあたり、就学前の子どもや小学校 3 年生までの保護者を対象に、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度や、男女がともに子育てしながら働き続けるために必要な支援について調査を行いました。（図表 18・図表 19 参照）

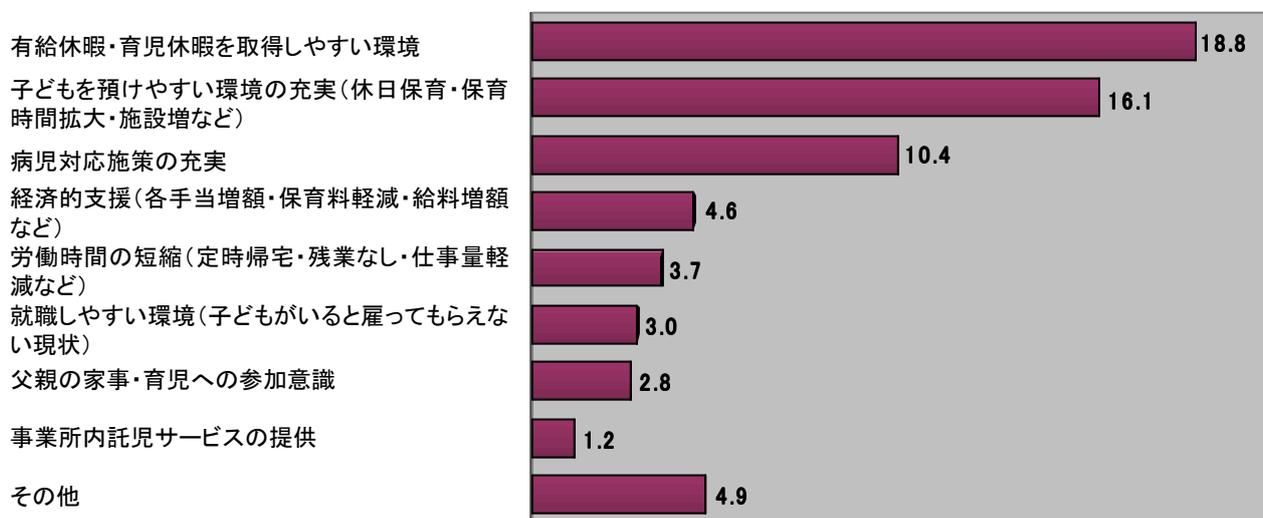
図表 18 「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の優先度



「仕事」：自営業、会社員、公務員、パート等職種は問わない。
 「家庭生活」：家族と過ごすこと、家事、育児、介護、看護など。
 「地域・個人生活」：地域活動（ボランティア、付き合い等）、学習、趣味、娯楽など。

資料：青森市「平成 22 年度子ども総合計画後期計画策定にかかるニーズ調査」

図表 19 男女がともに子育てしながら働き続けるために必要な支援(%)

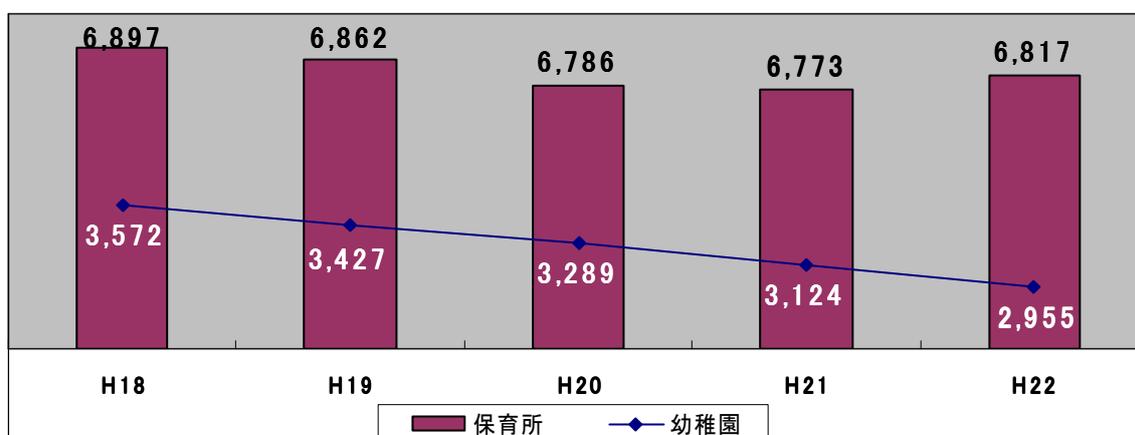


資料: 青森市「平成 22 年度子ども総合計画後期計画策定にかかるニーズ調査」

仕事と子育ての両立支援の 1 つとして、多様な保育サービスがありますが、本市においては、私立保育所と行政の役割を明確化し、保育所における保育サービスの提供は、より効率的な運営が可能な私立保育所の役割とし、行政は市民が必要とする保育サービスが受けやすい環境づくりに努めることとし、平成 22 年 4 月までに、11 箇所すべての公立保育所を民営化し、平成 23 年 4 月 1 日現在、私立保育所 87 箇所の設置となっています。また、幼稚園については、平成 23 年 5 月 1 日現在、31 箇所の設置となっています。

入所児童数については、少子化が進行する中、保育所は横ばいとなっている一方で、幼稚園は年々減少傾向にあります。(図表 20 参照)

図表 20 本市の保育所・幼稚園における入所児童数の推移(人)



※保育所は各年度 3 月 1 日現在、幼稚園は各年度 5 月 1 日現在

資料: 青森市健康福祉部子どもしあわせ課調べ

第4 計画の施策体系

基本理念
・
・
子どもの最善の利益
の保障

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第1節 子どもの人権の尊重

第1項 「子どもの権利条約」の趣旨の普及と子どもの人権擁護の啓発

第2項 「子どもの権利」尊重の明言化

第3項 子どもの意見表明の機会づくりと子どもに関する施策への子どもの参加

第2節 子どもの「自立」「交流」「創造」を育むまちづくり

第1項 思いやりの心の醸成

第2項 子どもの活動機会の充実

第3項 子どもの居場所づくり

第4項 子ども支援のネットワークづくり

第3節 学校などの教育機能の充実

第1項 確かな学力の向上

第2項 豊かな心の育成

第3項 健やかな体の育成

第4項 信頼される学校づくりの推進

第5項 幼児期の教育の充実と学校との連携

第4節 地域の教育力の向上

第1項 地域の教育力の向上

第5節 次代を担う大人になるための教育の充実

第1項 男女平等意識の啓発

第2項 思春期教育の充実

第6節 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第1項 交通安全の確保

第2項 犯罪被害から守る活動の促進

第3項 環境浄化活動の促進

第4項 安全な道路交通環境の整備

第5項 災害時における安全の確保

第7節 児童虐待防止に向けた支援の充実

第1項 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応、適切な支援

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第1節 仕事と子育ての両立の推進

第1項 多様な保育サービスの充実

第2項 育児をしやすい職場環境づくり

第2節 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進

第1項 障害児家庭への支援の充実

第2項 ひとり親家庭などへの支援の充実

第3節 家庭教育の充実

第1項 家庭教育の充実

第4節 子どもを健やかに生み育てるための母子保健対策などの充実

第1項 妊産婦・乳幼児の保健及び健康診査などの充実

第5節 安心して子育てできる医療体制の充実

第1項 救急医療体制の充実

第2項 妊産婦・子どもの医療費助成制度の実施

第6節 子育てを支援する生活環境の充実

第1項 生活環境の整備

第2項 安心して外出できる環境の整備

第3章 子どもに関する情報・相談機能の充実と計画の推進体制

2 各論

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第3章 子どもに関する情報・相談機能の充実と計画の推進体制

第 1 章
子どもが健やかに
生き生きと成長できる
環境づくり
(子ども支援)

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第1節 子どもの人権の尊重

第1項 「子どもの権利条例」の趣旨の普及と子どもの人権擁護の啓発

現状と課題

- 1989年（平成元年）11月、第44回国際連合総会において、世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、「子どもの権利条約」が採択され、我が国は1994年（平成6年）4月にこの条約を批准しました。
- 子どもの権利条約では、子どもを大人から管理される対象としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体であるとの視点から、子どもの人権を保障しています。具体的には、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」などがあげられています。
- このような子どもの権利が保障されているにも関わらず、幼児・児童への家庭内における虐待や学校等におけるいじめが相次ぐなど社会問題となっており、本市においても子どもの人権が侵害される事例の発生が懸念されます。
- 本市では、「子どもの権利条約」について、平成16年度から設置した「子ども委員会」の活動において、子ども自らがその理念を学習してきたほか、子どもの権利に関するリーフレットの作成・配布を行うなど、趣旨の普及活動を行ってきました。しかしながら、平成22年11月から12月までに実施した市民意識調査によると、子どもの権利条約についてその内容を知っている人の割合は21.1%となっており、子どもの人権保障に関する取組みは充分とはいえない状況にあります。また、大人については、「子どもの権利条約」に関する学習機会が確保されていない現状にあります。
- これらを踏まえ、子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりを推進していくにあたっては、本計画の基本理念に基づき、子どもの人権保障を施策の基本に据えることとし、その趣旨の普及と浸透に努め、「子どもの権利」が保障されている地域づくりに取り組む必要があります。



子どもの権利普及啓発リーフレット
「考えてみよう！子どもの権利条約」
（平成22年度青森市子ども委員会作成）

施策の内容

《子どもの人権を守り育むための人権意識の啓発》

- 義務教育における社会科などの教科や道徳、特別活動などの教育活動全体を通じて、子どもの権利条約の趣旨の理解を促し、子どもの人権意識の向上を図ります。
- 「子どもの権利条約」の趣旨の普及をより図るため、小・中学校での子どもの人権に関する出前講座の実施や、PTA等の研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図るほか、ワークショップの開催など、「子どもの権利」について、子どもと大人と一緒に学習する機会の充実に努めます。

《子どもの権利を保障する取組みの推進》

- 子ども一人ひとりの個性を尊重し、能力を最大限に引き出す教育を推進し、子どもの命が尊ばれ健やかに成長することのできる学校、家庭、地域の環境づくり、心身の健全な発達を促す遊びができるような環境整備に努めるとともに、子どもの人権に係る事項に関する相談や救済等にあたる組織の設置など、子どもの人権が正当に擁護されるシステムづくりを検討します。
- 青森市健康福祉審議会に設置されている「児童福祉専門分科会」において、子どもの人権の保障をはじめ、子どもに関する施策全般のあり方について専門的に検討します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
「子どもの権利条約」理念の趣旨に対する市民の認知度 「子どもの権利条約」の内容を知っている 16 歳以上の市民の割合	21.1% (平成 22 年度)	35.2%
「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数 ・小・中学校 P T A や家庭教育学級等での講座回数 (大人対象) ・小・中学校の児童生徒への講座回数 (子ども対象)	1 回 (平成 22 年度)	21 回

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第1節 子どもの人権の尊重

第2項 「子どもの権利」尊重の明言化

現状と課題

- 「子どもの権利条約」では、第3条の規定において「児童に関するすべての措置をとるにあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」ことがうたわれています。
- 子どもを地域社会全体で育てていくために、子どもの権利についての理解を深め、その権利が保障できる地域づくりを推進していくことが求められています。
- 子どもの権利が保障されている地域づくりにあたっては、子どもの権利を守ること、子どももまた権利主体であることを基本として、子どもの最善の利益に配慮し、子どもの健やかな育成に努めることを明確にする必要があります。
- 「子どもの権利」尊重の明言化にあたっては、子ども自身が子どもの権利について理解を深め、今後の主体的な行動につなげていくためにも、子ども自身が主体的にその過程に参加し、取り組むことが必要です。
- 平成16年度から設置している「子ども委員会」では、これまで、子ども自らが子どもの権利についての学習を通して、その理念の普及などの活動を行ってきました。平成22年度には、子どもの権利を宣言するものとして、「子ども宣言文」を作成しました。この宣言文は、「子どもの権利条約」の第2条（差別の禁止）と第12条（意見を表す権利）に着目し、子どもたち自身が作り上げたものです。

子ども宣言文

私たち、青森市子ども委員会は、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」と考え、次のように宣言します。

私たちがすること

見返りを求めないほんのささいな行動、それが本当の思いやり。
ひと言声をかけるだけで、助けられることもある。
だから思いを伝えよう、
「おはよう」「ありがとう」「またね」。

人の個性をけなしたり、ばかにしたりしている人をやめさせる。
見て見ぬふりをせず、困っている人、助けを求めている人がいたら、自分から行動する。

たとえ意見が食い違うときでも、自分の意見を主張しながら相手の話もしっかり聴く。

大人にしてほしいこと

子どもも、意見や考えをたくさんもっている。
大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい。

悪いところはすぐ気づくけど、良いところを見つけるのは難しい。
私たちは、ほめられるとうれしい。
ほめられるともっと頑張ろうと思う。
ちょっとしたことでも、「あなたには、こういう良いところがある。」と言ってほしい。

平成23年3月
青森市子ども委員会

施策の内容

《子どもが自ら成長、発達できる環境づくりの推進》

- 「子ども宣言文」を活用しながら、大人・子どもに対して子どもの権利条約の理念の更なる普及を図ります。
- 子ども自身の参加により「子どもの権利条例」を制定し、「子どもの権利」尊重について明言化を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
「子どもの権利条約」理念の趣旨に対する市民の認知度(再掲) 「子どもの権利条約」の内容を知っている 16 歳以上の市民の割合	21.1% (平成 22 年度)	35.2%



第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第1節 子どもの人権の尊重

第3項 子どもの意見表明の機会づくりと子どもに関する施策への子どもの参加

現状と課題

- 「子どもの権利条約」では、第12条の規定において、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と、子どもの意見表明権をうたっています。
- 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境をつくっていくためには、子どもたち自身が、子どもに関する施策について自ら考え、意見表明できる機会づくりを行うとともに、子どもたちの声に耳を傾け、その声を反映させる仕組みが必要です。
- 本市では、平成16年度から設置している「子ども委員会」の活動の中で、子どもの意見表明の機会づくりを行ってきましたが、子ども自身に関わる施策へ子ども自身の声を反映させるためには、今後、その取組みを更に推進していく必要があります。



絵. 平成23年度青森市子ども委員会委員
土岐菜由佳さん
(甲田小学校5年)

施策の内容

《子ども自身に関わる施策の推進への子ども自身の参画》

- 子どもが意見表明できる機会を保障し、子どもの意見を市政に反映させる仕組みづくりのために、引き続き「子ども委員会」の活動において、子どもの意見表明の機会を確保するために、子どもが意見を発表することができる機会を増やします。
- 子どもの意見表明について、「子ども委員会」の活動のみならず、多くの子どもたちに広く活動機会を確保していく必要があることから、学校、地域等においてその機会を確保するために具体的な方策について検討します。
- また、子どもたちを支援し、子どもの参画を支援することのできる大人、とくに意欲のある若い世代を子どもサポーターとして育成することに努めます。
- 子ども自身に関わる施策を推進するために、直接子ども自身が参画し、その役割を担うことができるよう、「児童福祉専門分科会」と連携して「子ども委員会」の活動を推進します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
「子どもの権利条約」理念の趣旨に対する市民の認知度(再掲) 「子どもの権利条約」の内容を知っている 16 歳以上の市民の割合	21.1% (平成 22 年度)	35.2%



第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第2節 子どもの「自立」「交流」「創造」を育むまちづくり

第1項 思いやりの心の醸成

現状と課題

- 都市化や宅地化等の進行により、身近な自然にふれあう機会や遊び場が減少する中で、子どもにとって貴重な同年齢・異年齢間での体験・交流機会や、集団で行動する機会が減少傾向にあります。
- さらに、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢の子どもやお年寄りと接する機会が減少しており、子どもが命の大切さを学ぶ機会が不足する一因となっていることから、異年齢の子どもやお年寄りと継続的に交流する機会づくりが求められているほか、地域におけるボランティア活動などを通じて、将来を担う子どもたちの地域福祉の精神を醸成していく必要があります。
- 子どもたちが豊かな心を育み、人生をより深く生きていく力を身に付ける上で、読書は大切な役割を果たしています。読書を楽しみ、読書に親しむことにより、感性豊かな思いやりあふれる子どもに育むため、乳幼児期から成長に応じた読書活動の推進・充実に取り組んでいく必要があります。
- 地域において子どもが本と出会う機会として、読書団体との共催により、親子や小学生を対象に、市民図書館や市民センター、小学校、地域の公園などでの本の読み聞かせ等を行う「おはなし会」の開催を通じて、学校や地域などと連携し、子どもの読書環境づくりを行っています。
- このように、子どもが読書に親しむ機会を増やし、本の読み聞かせを全市的な展開としていくためには、この活動が子どもに最も身近なPTAや地域の方たち自身の活動に発展するよう支援していく必要があります。



施策の内容

《交流活動の促進による思いやりの心の醸成》

- 思いやりの心を醸成していくため、保育所地域活動事業^(※1)や、児童館における親子・異年齢児・世代間のふれあいを大切にした交流事業、また、地域における身近な活動拠点のひとつである市民センターの事業などにおいて、世代間交流が図られるよう配慮するなど、子どもから高齢者まで多世代にわたり、地域が一体となった交流機会の確保に努めます。

《ボランティア活動の推進》

- 子どもが、交流活動やボランティア活動を通じ、自主性や思いやりの心を育むとともに、地域福祉の精神を養うことができるよう、青森市社会福祉協議会が実施する「体験ボランティア」や、地域が実施するボランティア活動などへの参加を積極的に呼びかけるなど、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。

《子どもが読書に親しむ環境づくり》

- 平成 23 年 5 月に策定した「青森市子ども読書活動推進計画第二次計画」に基づき、図書の提供や本の読み聞かせ会等の開催など、市民図書館における子どもの読書活動を継続し、子どもが読書に親しむ環境づくりを推進します。
- また、学校や地域における本の読み聞かせや「おはなし会」については、PTAや地域の方たちのボランティア活動への参加促進などを支援します。
- 幼児期から本に親しむことができ、親と子のふれあいの大切さを伝え、親子の絆を深めることができる機会の提供に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
市民図書館、市民センター等における子ども 1 人当たりの貸出冊数 市民図書館、市民センター等における子ども(0~18 歳) 1 人当たりの貸出冊数	4.71 冊 (平成 22 年度)	4.99 冊
「おはなし会」を実施する市民センター等の数 「おはなし会」を実施する市民センター等の館数	9 館 (平成 22 年度)	11 館

用語解説

(※1) 保育所地域活動事業

保育所を地域に開かれた社会資源として、世代間交流や異年齢児との交流など、地域住民のために活用する事業。

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第2節 子どもの「自立」「交流」「創造」を育むまちづくり

第2項 子どもの活動機会の充実

現状と課題

- 子どもの自主性を育むためには、子ども自身が自分たちのことを自ら考え、自ら自立・交流・創造の機会を確保していくことが重要です。
- 子どもたちに対して、そのような活動機会の充実を図っていくためには、日常生活や社会体験、自然とふれあうことのできる機会、地域の身近な市民センターなどにおける各種学習機会などに加えて、子ども自身が積極的に地域活動に参加できるような仕組みが必要です。
- このような地域活動を推進する組織として、子ども会が挙げられますが、少子化や、地域コミュニティの希薄化などを背景に、その活動規模は年々縮小しています。また、「青森市子ども会育成連絡協議会」では、子どもたちの研修会等を実施し、地域における青年・高校生・中学生リーダーの育成を行っていますが、その加入者数についても減少傾向にあります。
- このことから、子どもの主体的な活動を促進するためには、子ども会の設置数や会員数を拡大するとともに、「青森市子ども会育成連絡協議会」への加入を促進していく必要があります。また、子ども会のネットワークのあり方や、地域における活動の充実、子ども同士が育ちあい学びあう新たな仕組みづくりなどについて検討を行っていく必要があります。
- 市では、スポーツへの子どもの参加機会を提供するため、小学校体育デーやスポーツ少年団が開催する各競技のフェスティバルに対する財政支援を行っています。
- こうした市の取組みに加え、身近な地域でスポーツに親しむ機会を増やすためには、地域や民間の人材活用についても検討していく必要があります。
- また、青少年にとって、国際交流の体験は世界へ繋がる可能性を育てる貴重な機会であることから、青少年を対象とした国際交流活動の充実を図っていく必要があります。
- さらに、子どもの活動機会を一層支援していくためには、学校や地域において、子どもたちが文化・芸術に触れることができる機会を充実させるとともに、芸術・文化・歴史等の施設が子どもにとって利用しやすい環境となるよう、体験型拠点施設の整備や、施設間の連携について利便性を高めることが必要です。

施策の内容

《子どもの主体的な活動の促進》

- 子どもたちの積極的な地域活動への参加を促すために、「青森市子ども会育成連絡協議会」を中心とした全市的な研修会や交流会の開催など、団体相互の情報交換の機会を持つことにより、子ども会のネットワークづくりを推進します。
- 子ども会活動を、子どもたちの主体性に基づいた活動として発展させるため、幅広い視野を持った青年・高校生・中学生リーダーを育成します。
- また、地域の中で異年齢の子ども同士が共に育ちあい、学びあうことができる新たな仕組みづくりの必要性などについて「青森市子ども会育成連絡協議会」とともに検討します。

《子どものための体験・交流機会の充実》

- 子どもが活動したいときに自主的に活動でき、その活動を自由に選択できるよう、各種体験活動機会の充実に努めるとともに、子どもの「学ぶ」、「創る」、「交流」の場となる体験型の学習活動拠点づくりの推進を図ります。
- 自然体験や集団宿泊体験活動による「体験を通しての知識」の獲得ができる環境づくりに努めます。
- 子どもがいつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に参加できるよう、学校における体育や運動部活動の充実に努めるとともに、身近な地域でスポーツ活動を展開できるよう、地域の人材を活用したスポーツ活動機会の充実に努めます。
- 国際性豊かな人材を育成するため、ハンガリーケチケメート市、大韓民国平澤市の小・中学生、米国メイン州の中学生との交流事業やホームステイ等を実施するなど、国際理解に資する体験・交流の機会を創出します。
- 市民センターや児童館など地域の身近な場所における市民主体の子どもの体験・交流活動等を支援し、その活動成果を活かす仕組みづくりに努めます。
- 中心市街地における商業関係者や民間企業等との連携を図り、中心商店街における子育て親子が気軽に集い、交流できる場として設置した「つどいの広場」を活用し、中・高校生のふれあいの体験の機会を設け、異世代との多様な交流を通し、子どもの自主的・主体的な活動を展開していきます。

《地域活動への子どもの参加促進》

- 町会や子ども会など、多様な活動を支援するとともに、学校・家庭・地域の連携による清掃や緑化活動など、大人と一緒に活動においても子どもの役割を明確にし、子どもが地域活動に参画しやすいよう働きかけていきます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
青森市子ども会育成連絡協議会への加入者数割合 市内児童生徒の「青森市子ども会育成連絡協議会」への加入者数割合	15.6% (平成 22 年度)	19.6%
各市民センターにおける子ども・青少年向けの各種講座の延べ開催回数 中央市民センター及び各地区市民センターにおける子ども・青少年向けの各種講座の年間延べ開催回数	325 回 (平成 22 年度)	364 回



第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第2節 子どもの「自立」「交流」「創造」を育むまちづくり

第3項 子どもの居場所づくり

現状と課題

- 身近な地域における子どもの居場所としては、平成22年4月1日現在、児童館・児童室・児童センター20箇所、福祉館11箇所、放課後児童会42箇所などのほか、都市公園や児童遊園などさまざまな場所があります。少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより、地域の見守り機能の低下が懸念されている中で、身近な地域における子どもの居場所については、今後も多様なニーズに対応していく必要があります。
- 共働き家庭の増加や勤務形態の多様化などにより、放課後児童会の入会児童数は年々増加しており、施設の規模に対して児童数が多く、狭小となっている児童会については、状況に応じて、分割や増設などの対応が必要となっています。児童館や福祉館の施設の老朽化の具合により、修繕を行うなど対応していますが、今後も安全で快適な環境を確保していく必要があります。
- また、小学校1年生から6年生までの子どもたちを対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、勉強や遊び、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行う「放課後子ども教室」については、平成23年4月1日現在で7箇所開設しています。
- 国において、平成19年度から、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して行う「放課後こどもプラン」が進められていますが、市では、全ての小学校区への「放課後子ども教室」と「放課後児童会」の併設を目指し、平成22年度から「放課後子ども教室モデル事業」を実施しています。
- 今後は、児童館や学校施設、市民センター、保育所や幼稚園等の活用など、幼児から高校生までの世代間交流の場づくりも視野に入れた、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進していく必要があります。また、地域の大人の力を活用した、子ども同士の出会いや育ちあいの場、子どもと大人がふれあう場を地域の中に確保していく必要があります。

施策の内容

《子どもの居場所づくりの推進》

- 児童館、学校施設、市民センター、福祉館、保育所や幼稚園等を効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進します。
- 放課後児童会については、保護者のニーズや入会児童数に応じた整備を進めていくほか、内容の充実・効率化を図るために、委託化を検討するとともに、将来的には地域住民の協力により運営することも検討します。
- 地域の集いの場として、また、子どもたちの育ちあいの場としての保育所活用の可能性について検討します。
- 中心市街地における商業関係者や民間企業等との連携を図り、中心商店街における子育て親子が気軽に集い、交流できる場として設置した「つどいの広場」を活用し、中・高校生とのふれあいの体験の機会を設け、異世代との多様な交流を通し、子どもの自主的・主体的な活動を展開していきます。
- 学校を活用し、高校生・大学生等も含む地域の方たちの協力を得て、放課後や週末にさまざまな体験活動や交流活動を実施できるよう、地域において子どもを育ていく環境づくりを推進します。

《「放課後子どもプラン」の推進》

- 子どもが安全で健やかに成長できる活動場所を確保するため、すべての小学校区に、「放課後子ども教室」と「放課後児童会」の併設を目指します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
子どもの活動拠点数 児童館など、放課後児童会、放課後子ども教室開設箇所の数	67 箇所 (平成 21 年度)	81 箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
子どもの活動拠点を利用した児童数 児童館など、放課後児童会、放課後子ども教室を利用した延べ児童数	528,884 人 (平成 21 年度)	578,719 人

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第2節 子どもの「自立」「交流」「創造」を育むまちづくり

第4項 子ども支援のネットワークづくり

現状と課題

- 地域全体で子どもを育てていくための取組みとして、全市的な子育て支援体制の強化及び子育て支援サービスの向上を図るとともに、子どもの育成に関わる市民活動について支援を行い、その支援が効果的に実施されるよう、団体間のネットワークづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。
- 市では、基幹型子育て支援センターとして設置した「青森市子ども支援センター」を核として、市内6箇所の地域子育て支援センターと、87箇所の認可保育所で構成する青森市地域子育て支援連絡協議会及び地区連絡会を設置しているほか、子育てに意欲がある地域の人材で構成するボランティアの子育て応援隊を組織しています。
- また、18歳未満のすべての子どもを対象とした児童福祉について専門的に担当し、子育て家庭に積極的な支援を行う主任児童委員（定員68人）及び児童福祉などに関わる相談や必要な情報提供等の援助を行う民生委員・児童委員（定数590人）を委嘱しています。
- 子ども自身が自らの活動におけるネットワークづくりを展開できるよう、その支援体制について検討するとともに、NPO等市民活動団体による子どもの活動支援を強化する必要があります。
- 子どもが利用できる施設等に関する情報や身近な場所などで参加できる活動機会について情報収集し、タイムリーで分かりやすい提供方法を検討する必要があります。特に、身近な場所で参加できる活動機会は、地域において子どもの居場所を確保するうえで重要であることから、地域活動や地域資源等に関する情報収集や情報提供のあり方について検討する必要があります。
- さらに、多様化する子どもの活動ニーズに対応するため、効果的な相談体制の充実に努めるとともに、子どもたちが必要とする情報や支援をスムーズにつないでいくためのコーディネーター^(※1)機能についても検討を進める必要があります。

用語解説

(※1) コーディネーター

物事を調整し全体をまとめること。または、つなぐ役割。

施策の内容

《人材の育成・確保》

- 子ども自身や子どもの活動を支援する指導者の育成、確保に努めます。
- 子どもの育成に関する活動に際して、子育てサークルや団体等の積極的な活用に努めます。

《子ども支援のネットワークの充実》

- 子どもの育成や子育て支援に関連した団体等が連携して活動することによって一層の効果を生むよう、相互の情報交換や交流機会の拡大、活動の連携を図るため、関連団体等のネットワーク化について検討します。
- 地域全体で子育て支援に取り組むため、地域子育て支援センターや保育所、幼稚園、小・中学校、民生委員・児童委員や主任児童委員、子育て応援隊など、専門的な知識・経験を有する人材をはじめ、町会やPTAなど、地域で自主的・主体的に子ども支援に取り組む人材のネットワーク化を推進します。
- 子ども自身が自らのことを考え、自ら自立・交流・創造の機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりについて検討します。
- 子ども会や各種少年団、ボーイスカウトなどの子ども自身が活動する組織の充実及びこれらを支援する体制の整備を図ります。

《サポート体制の充実》

- 子どもの育成支援に関する多様な活動等を効果的にサポートするため、子ども育成に関する情報提供や人材育成、コーディネート機能等のあり方について検討します。
- 本市における子どもの育成支援を、市民・企業・行政等が一体となり推進するため、そのコーディネート体制として専門部署の設置を検討するとともに、市の関係部局及び他の行政関係機関等との連携体制について検討します。
- 地域単位で活動する民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て応援隊のほか、子どもに関するNPO等市民活動団体についての情報提供をするとともに、市の保健師等とのネットワーク化を推進し、各地域における取組みや課題等について情報交換・交流を行うなど、地域における子どもの育成支援に関する活動について検討します。

《情報提供の充実》

- 子どものニーズを的確に把握するとともに、多様な媒体を活用するなど、タイムリーで分かりやすい情報提供に努めます。また、自主的に活動したい子どもからの相談に対応することができるよう、コーディネート体制について検討します。
- 子どもたちが、自分の住む地域ごとの子どもに関連する多様な情報を収集・集約し、これを活用できるよう、多様な媒体を活用した情報提供について検討します。

《相談体制の充実》

- 子どもを対象とした相談専門機関の周知を図るとともに、年齢の近い高校生・大学生等を含む地域の人材を活用した、子ども自身への相談体制を検討します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
青森市子ども会育成連絡協議会への加入者数割合(再掲) 市内児童生徒の「青森市子ども会育成連絡協議会」への加入者数割合	15.6% (平成 22 年度)	19.6%



第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第3節 学校などの教育機能の充実

第1項 確かな学力の向上

現状と課題

- 社会の変化の中で主体的に自分らしく生きることのできる子どもを育成するためには、知識・技能に加え、思考力・表現力・判断力等を含む、学ぶ意欲を重視した「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。
- 子どもの学力を伸ばすためには、「総合的な学習の時間」や体験学習など、多様な教育活動の展開を通じて学びへの動機付けを図るとともに、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた指導により、学ぶ楽しさを体験させ、学習意欲を高めることが必要です。
- 情報化の進行に対応して、児童生徒の情報活用能力の育成とICT^(※1)を活用した「わかる授業」の実施に一層努めていく必要があります。
- 近年、若者の勤労観・職業観が低下し、さらに、経済の低迷により就業環境も悪化していることから、子どもの頃から将来を考え、どのように自立していくかを学び、働くことや生きることへの関心や意欲を養うキャリア教育が求められています。
- 中学校1年生が、学校生活や授業になじめないという「中1ギャップ」が問題となっており、小学校から中学校への移行を円滑に進めるために、子どもレベルでの小・中連携の取組みが求められています。
- 障害のある児童生徒一人ひとりが障害の種類や程度に応じた適切な教育を受けることができる、特別支援教育の充実を推進する必要があります。
- 要保護及び準要保護児童生徒^(※2)の割合が増加傾向にある中で、児童生徒が経済的な理由によって就学できない事態が起こらないよう、すべての児童生徒に平等な教育機会を提供することが必要です。

用語解説

(※1) ICT (Information and communication technology)

情報コミュニケーション技術。ここでは、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段をいう。

(※2) 要保護及び準要保護児童生徒

生活保護世帯(要保護)及び経済的理由により就学困難と認められる世帯(準要保護)の児童生徒のこと。

施策の内容

《確かな学力の向上》

- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、地域住民等がボランティアとして学校教育活動の支援を行う「学校支援地域本部事業」などの地域住民等の協力による学校の活性化などの取組みを推進します。
- 基礎的・基本的知識や技能の定着と、「わかる喜び」による学ぶ意欲の育成に向けた取組みや、ICT教育、国際理解教育のほか、環境教育、キャリア教育、食育など、「生きる力」につながる取組みを推進します。
- 教員以外の優れた知識・技術を有する外部の人材を活用することにより、多様な教育活動を展開するとともに、小学校学習指導要領^(※1)に基づいた外国語指導助手を活用した小学校における外国語活動への対応など、教育を取り巻く環境変化にも迅速かつ柔軟に対応します。
- 小学校教育から中学校教育への円滑な接続を図るため、研究指定校を設け、小・中学校教員の交流や児童生徒の交流を通じて各種実践研究を行い、この研究成果を普及する「小・中連携教育課程研究開発事業」を積極的に行い、さらなる小・中連携の取組みを推進します。

《体験的な活動の一層の充実》

- 地域の人材、施設、産業、自然環境などの多様な地域の資源を活用した、「総合的な学習の時間」の一層の充実を図ります。

《情報化に対応する教育の推進》

- コンピュータの操作や情報モラルなどの情報活用能力と情報社会へ参画する態度を育成します。

用語解説

(※1)小学校学習指導要領

小学校における教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。なお、平成23年4月から、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、授業時数を増加するとともに、言語活動や理数教育、外国語教育、道徳教育などを充実させた新たな学習指導要領が全面実施されている。

（中学校においては、平成24年4月から新たな学習指導要領が全面実施となる予定。）

《平等な教育機会の提供》

- 教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための特別支援学級の設置や、特別支援教育支援員^(※1)による学習活動上の支援のほか、障害のある児童生徒の就学指導など、一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を推進します。
- 平成19年4月の学校教育法の一部改正により、特別支援教育に関する制度の見直しが図られ、すべての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくこととされたことから、本市としても、情緒障害教育やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の発達障害に対する教育など、それぞれの障害に配慮した教育指導、支援に努めます。
- 義務教育段階において、要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対する就学のための経済的負担軽減を図るとともに、高等学校、大学、専修学校などへの修学が困難な者に対する奨学資金貸付などの支援を行い、修学の希望がかなう環境づくりを推進します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
教育活動に対する満足度 児童生徒に基本的・基礎的な知識・技能が定着していると思う市民の割合	7.2% (平成22年度)	12.5%
学習状況調査の県平均正答率との差 (小学5年生) 小学5年生を対象に行われる学習状況調査 4教科全体の県平均正答率との差	-1.8 (平成22年度)	0.52
学習状況調査の県平均正答率との差 (中学2年生) 中学2年生を対象に行われる学習状況調査 5教科全体の県平均正答率との差	3.6 (平成22年度)	4.16

用語解説

(※1) 特別支援教育支援員

教育上、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な学校生活での介助や学習活動の支援を行う者。

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第3節 学校などの教育機能の充実

第2項 豊かな心の育成

現状と課題

- 現代の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方で、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などの社会情勢の変化により、必ずしも自己実現や心の豊かさを実感するに至っていないと言われています。
- 子どもの豊かな心を育むためには、学校教育における指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、きめ細かな指導や子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、学校と地域との連携・協力による多様な体験活動の機会を広げていく必要があります。
- ノーマライゼーション^(※1)に対する意識（満足度）が低迷していることから、学校教育において、福祉施設等の見学や交流事業を実施するなど、ノーマライゼーション理念の啓発や思いやりの心を育成できる教育機会の充実に努める必要があります。
- 子どもが異なる世代と触れ合い、交流できる機会の充実に努めるとともに、子ども自身がボランティア活動を体験できる機会の充実やその情報提供に努めるなど、学校・家庭・地域が一体となった活動・体験・交流の機会の確保に努める必要があります。
- 豊かな心を育成するにあたって、子どもたちの読書活動を推進することは大切なことです。子どもたちが感性豊かで心やさしくたくましく育つためには、学校や家庭、地域、図書館等が子どもの読書活動推進におけるそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら読書環境づくりを行うことが必要です。
- 全国的に学校図書館の充実が求められている中で、本市の学校図書館の蔵書冊数は全国に比べ低いレベルにあることから、学校図書について、生徒数規模に合わせた学校ごとの改善が求められています。
- 学校教育での読書活動の充実に当たっては、学校図書館の図書資料の充実とともに、相互の図書資料の効果的、効率的な活用を図るほか、地域や図書館等とも連携し、一層効果的な読書活動を推進する必要があります。

用語解説

- (※1) ノーマライゼーション
高齢者や障害者などが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが普通（ノーマル）であるという考え方。

施策の内容

《豊かな心の育成》

- 思いやりと互いの個性を認め合う心、正義感等を育むことにより、差別意識やいじめが発生しないよう、道徳教育の充実に努めるとともに、主体的に生きる力や自立・自律心の育成に向けて、学校と家庭と地域が連携し、体験活動や交流活動などに取組みます。

《子どもに対するきめ細かな指導》

- 子どもの豊かな心を育むため、学校教育活動への地域の人材の活用や、「総合的な学習の時間」における地域との協力・連携を通して、子どもに対するきめ細かな指導を推進します。

《道徳教育の充実》

- 学校教育の場における道徳教育は、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観を培ううえでも重要であることから、心豊かな児童生徒の健全育成が図られるよう、ボランティア体験や自然体験などの体験活動を生かした道徳教育の充実に努めます。
- 児童生徒が身に付けるべき内容をわかりやすく表した「心のノート」を効果的に活用し、道徳教育の充実に努めるとともに、地域の人材や多様な専門分野の社会人の協力を得るなど、子どもの心に響く道徳の授業をすることにより、豊かな心の育成を図ります。

《ノーマライゼーション理念の啓発》

- ノーマライゼーションの理念を啓発・普及するため、小・中学生に配布している福祉読本を効果的に活用し、道徳教育等の充実に努めます。

《交流活動の促進による思いやりの心の醸成》

- 「総合的な学習の時間」を活用した福祉施設等の見学や交流事業の実施など、思いやりの心を育成する体験活動を充実させます。

《ボランティア活動の推進、意識啓発》

- 学校教育活動における環境美化や、福祉施設への訪問等を通じて、ボランティア活動に対する参加機会の促進や意識啓発を図ります。

《体験活動等に対する参加機会の促進》

- 自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などを育むため、学校における体験活動（自然体験、社会体験、生活体験等）を効果的に実施します。
- 豊かな心の育成のため、児童生徒が本市の自然・歴史・伝統文化などの郷土や国内外の優れた芸術、文化に触れる機会の充実に努めます。

《子どもの読書活動の推進》

- 平成 23 年 5 月に策定した「青森市子ども読書活動推進計画第二次計画」に基づき、学校・家庭・地域・図書館・関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら、子どもたちが読書の楽しさに触れる機会を創出し、子どもたちの読書活動の推進を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
ノーマライゼーションに対する満足度 誰もが住み慣れた社会で普通の生活が送られる社会こそ普通であると思う市民の割合	10.2% (平成 23 年度)	13.2%
学校図書館の 1 人当たりの貸出冊数 小・中学校の学校図書館における一人当たりの貸出冊数	小 17.7 冊 中 2.3 冊 (平成 22 年度)	小 22.6 冊 中 2.7 冊



第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第3節 学校などの教育機能の充実

第3項 健やかな体の育成

現状と課題

- 子どもの体格が向上しているにもかかわらず、体力や運動能力が低下傾向にあることや、生活習慣の乱れや肥満の増加などの現代的課題が指摘されていることから、体力保持や、運動能力の向上により、健やかな体を育成するとともに、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を身に付けることができるよう、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要です。
- 児童生徒の性に関する問題行動や飲酒・喫煙・薬物乱用の問題などが見られ、今後も、学校保健や健康教育、相談活動の一層の充実が必要となっています。同時に、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための体育・健康教育を推進し、心の健康、望ましい食生活、生活習慣病の予防、薬物乱用防止などの課題に適切に対応していくことが必要です。
- 食を通して子どもたちの健やかな心身の育成を図るため、学校給食や家庭科、保健体育の授業等を通じ、食に関する指導を充実させる必要があります。



施策の内容

《運動に取り組む体制づくり》

- 優れた指導者を育成、確保するとともに、指導方法の工夫及び改善を進め、体育の授業及び教科外体育の充実を図ります。また、教科外体育等における運動実践の場の拡大を図ることによって、運動に親しむ環境づくりを行い、子どもが進んで運動に取り組む体制づくりに努めます。
- 子どもが自主的にさまざまなスポーツを親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により、改善・充実を図ります。

《学校保健の充実及び健康教育の推進》

- 定期健康診断や各種検診を充実し、疾病の早期発見・早期治療など疾病予防や事後措置に努めるとともに、学校医による健康相談、健康指導の充実を図ります。
- 学校保健活動にあたって、地域と一体となった取組みを推進するため、学校・地域・関係機関が連携して取組みを進める学校保健委員会の設置を、未設置校に対して呼びかけます。
- 子どもたちが生涯にわたり、自ら健康づくりに努め、健やかで心豊かな生活が送れるよう、新型インフルエンザ等の感染症の予防対策や性感染症に対する正しい知識の啓発活動を推進するとともに、学校と保健所等の関係機関・団体との連携強化を図ります。
- 子どもたちに、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育、児童生徒の飲酒、喫煙、薬物乱用の防止教室、性に関する健康教室（指導を含む）を推進します。

《「食」に関する指導の推進》

- 子どもたちの心身の健康を育むため、家庭科や保健体育などの授業や給食指導において、子どもたちに、栄養についての理解を深め、正しい食事の取り方を身に付けさせるとともに、食べものの大切さや食に関する感謝の気持ちを培う指導の充実を図ります。また、食に関する指導に当たっては、今後も栄養教諭^(※1)・学校栄養職員^(※2)を活用します。

用語解説

(※1) 栄養教諭

教育に係る資質と栄養に関する専門性を生かして、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行う者。

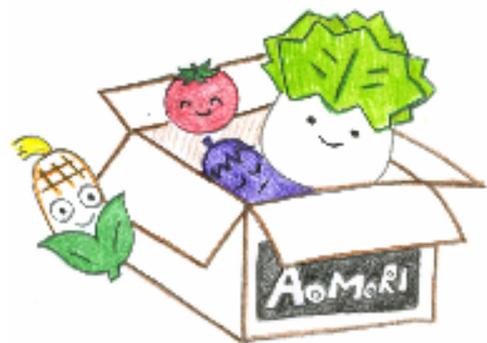
(※2) 学校栄養職員

学校給食の献立作成などの栄養管理や学校給食指導を主な職務とする者。

- 子どもたちが、地元の自然や文化、産業等に関する理解を深め、本市の地場産品生産等に携わる人々や食への感謝の気持ちを育むことができるよう、学校給食における地産地消を推進します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
体力テストの体力合計点（小学 5 年生） 8 種目の体力テスト成績を 1 点から 10 点に得点化して総和した体力テスト合計得点	男 55.2 点 女 56.0 点 (平成 22 年度)	男 55.4 点 女 56.2 点
体力テストの体力合計点（中学 2 年生） 8 種目の体力テスト成績を 1 点から 10 点に得点化して総和した体力テスト合計得点	男 42.2 点 女 44.9 点 (平成 22 年度)	男 42.4 点 女 46.5 点
学校給食における地産地消率 学校給食における市産品及び県産品の使用割合（重量ベース）	65.4% (平成 22 年度)	65.4%



第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第3節 学校などの教育機能の充実

第4項 信頼される学校づくりの推進

現状と課題

- 学校運営にあたっては、家庭や地域とともに子どもたちを育てていくという視点から、学校や地域の実態に応じて地域に開かれた学校づくりを推進する必要があります。
- 老朽化が進行している学校施設については、改修・耐震化などを行い、安全で快適な教育環境を確保する必要があります。
- 国の40人学級の見直しと教職員定数改善に向けた動向に歩調を合わせながら、新学習指導要領への適切な対応や、複雑・多様化する学校教育ニーズへ対応するため、児童生徒一人ひとりへの、よりきめ細かな学習指導・生活指導を行っていく必要があります。
- 学校施設開放^(※1)については、地域の教育力を取り入れていくため、地域との連携活動も視野に入れた学校施設開放のあり方を検討する必要があります。また、学校施設開放校によっては、利用登録団体が多く、利用希望が競合することから、開放校の運営委員会による利用調整の対応が課題となっています。
- 本市におけるいじめの認知件数は、国による「いじめの定義」が変更された平成18年以降、増減はあったものの、小・中学校ともに減少傾向にあります。その一方で、携帯電話やインターネットの普及により、いじめの多様化が進んでいます。
- 全国と比較した本市における不登校の割合は、不登校児童（小学生）は低く、不登校生徒（中学生）は高くなっています。
- 子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの悩みは複雑で多様になってきていることから、早期の対応と解決のため、相談体制の強化に努めることが必要です。
- 防犯やさまざまな事故の防止においては、家庭や地域との連携が大切であることから、学校・家庭・地域が連携した安全管理体制を確立していく必要があります。
- 教員の資質向上にあたっては、市内の小・中学校の教員がそれぞれの職務により研究団体を組織して、それぞれの立場で研究課題を設け、リーダーシップや指導力を向上させる研修を行っています。また、児童生徒の指導にあたり、教員の視野を広げる取組みとして、企業、福祉施設、公共施設での社会体験研修を継続していく必要があります。

用語解説

(※1)学校施設開放

学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ・レクリエーション及び学習文化活動のために学校を開放し、利用させること。

施策の内容

《教育環境の整備》

- 子どもが安全・快適に教育を受けることができる環境づくりのため、適切な学校施設の運営管理と学校施設の充実を図ります。
- 小・中学校の校舎改築（建替）の際には、環境教育の一環として、校内電力の一部を賄う太陽光発電パネルを設置します。
- 学校間での児童生徒数の格差などを解消し、児童生徒がより充実した教育環境で学習できるよう、適正な通学区域の確保を図るとともに、少人数学級編制を小・中学校全学年に拡大していきます。

《地域に開かれた学校づくりの推進》

- 小・中学校で設置している学校評議員^(※1)制度の効果的な活用を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。また、学校評議員制度の効果的な活用にあたって、研修機会の提供や具体的意見の反映方法について検討します。
- 学校施設開放については、開放校の各運営委員会の協力を得ながら地域住民がこれまで以上に利用しやすくなるよう、工夫を図っていきます。また、地域と学校の連携を一層深める場所としての活用について検討していきます。

《教育相談体制の充実》

- いじめや不登校など、児童生徒の心の悩みに適切に対応するため、学校と教育研修センター教育相談室との連携を強化していきます。
- いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒の、個々の状況に応じた適切な支援を行うための「教育相談員」等を配置するとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目指し、カウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導など、教育研修センター適応指導教室での指導の充実を図ります。

用語解説

(※1) 学校評議員

学校が有する機能をどの程度果たしているかを総合的・客観的に評価する外部評価者のことで、保護者の代表や町会長、民生委員や元校長など、教育に関する有識者等から構成されている。

《子どもの安全管理体制の継続的な取り組み》

- 犯罪等の事件・事故発生時の安全確保については、家庭や地域の関係機関、関係団体等と連携しながら、安全管理体制の確立に努めます。
- 児童生徒が犯罪に遭わないようにするため、小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るために、学校の教員を対象に防犯や応急処置等の研修を継続して実施します。
- 子ども自らの規範意識を高め、地域と協力して非行防止の輪を広げることを目的に結成された JUMP チーム（少年非行防止サポートチーム）による、非行防止活動等の推進を図ります。
- 学校への不審者侵入等への対応策については、各学校で「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成しており、これに基づいた不審者侵入を想定した避難訓練を継続して実施します。

《教員の資質の向上》

- 教員の専門性を高めるための研修や、自校の課題解決のための組織的な校内研修の日常化など、広い視野を持つ教員の育成に努めます。
- 教員の社会的視野を広げ、資質の向上に努めるため、民間企業や社会福祉施設等での社会体験研修に継続して取り組んでいきます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
教育環境に対する満足度 児童生徒が安心して教育を受けられる環境が整っていると思う市民の割合	13.0% (平成 22 年度)	15.4%
少人数学級編制を実施している学年の割合 小・中学校全 9 学年に対する少人数学級編制を実施している学年の割合	33.3% (平成 22 年度)	66.7%
教育相談への相談件数 教育相談室の教育相談及びスクールカウンセラーのカウンセリングの相談件数	4,176 件 (平成 21 年度)	4,510 件
JUMP チームに所属する児童生徒数 少年非行防止 JUMP（ジャンプ）チームに所属する児童生徒数	558 人 (平成 22 年度)	598 人
不登校から復帰した児童・生徒の割合 不登校児童・生徒のうち、登校できるようになった児童・生徒の割合	児 61.1% 生 28.9% (平成 21 年度)	児 43.6% 生 32.0%

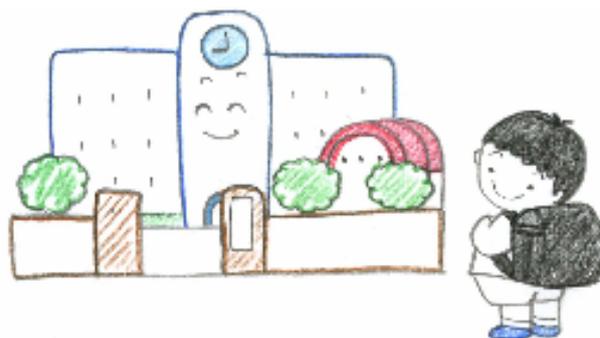
第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第3節 学校などの教育機能の充実

第5項 幼児期の教育の充実と学校との連携

現状と課題

- 幼稚園や保育所等での集団生活を通じて、基本的な生活習慣や生活態度を育てるとともに、豊かな情操や他人への思いやり、社会的マナーを身に付けるほか、豊かな体験、活動等の一層の充実を期すため、教員・保育士の資質向上が必要です。
- 幼児期の教育の充実のためには、保護者や地域住民等に対して、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方などについての理解を深めることが必要です。
- 幼稚園・保育所から小学校への移行を円滑に進めるため、保育所の児童が小学校の行事に参加するなど、子ども同士の幼・保・小連携の取組みが求められています。
- 国の少子化社会対策会議において、平成23年7月29日に決定された「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」によれば、家庭・地域を含めたすべての子育て関係者を対象とした、子どもに関する理念、子育てに関する理念を示す基本指針（仮称）として「こども指針（仮称）」を位置付けることとしています。



施策の内容

《幼稚園教員・保育士の資質向上》

- 幼児を取り巻く環境の変化に対応し、幼稚園教育の振興を図るとともに、幼稚園教育の質を高めるため、関係機関と連携し研修の充実を図ります。
- 保育の質の維持・向上のため、子ども支援センターが中心となり、関係機関と連携を図りながら、保育所関係者への研修の充実を図ります。

《幼児教育に対する保護者や地域の住民の理解の促進》

- 社会全体で子どもを育てていくために、小学校での家庭教育学級への参加を働きかけるなど、子どもへの家庭教育について、保護者や地域の住民の理解の促進を図ります。
- 幼稚園や保育所では、保育参観や家庭訪問などを通して家庭との相互理解を深め、子育てに関する悩みや不安などへの相談の充実を図るとともに、幼児期の子どもの成長の様子などについて、家庭の理解が深まるよう、情報提供を推進します。
- 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、就学前教育から小学校教育への指導の流れが一貫したものになるよう、幼稚園・保育所・小学校との連携を図ります。

《「子ども・子育て新システム」への対応》

- 「子ども・子育て新システム」については、国の制度改正等の動向を踏まえ、今後の方向性等を見極めつつ、子どもの最善の利益の保障を第一とした対応に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
幼稚園教員・保育士の資質向上のための研修会実施回数 青森市私立幼稚園協会主催の幼稚園教員を対象とした研修会、青森市保育連合会及び市主催の保育士を対象とした研修会の実施回数	19 回 (平成 22 年度)	20 回

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第4節 地域の教育力の向上

第1項 地域の教育力の向上

現状と課題

- 子どもたちがインターネット等を通じてあらゆる情報を得ることが可能となった反面、少子化・核家族化により世代間・地域間でのつながりが希薄になり、社会の基本的なルールやマナーを教わる機会や命について考える機会が減少しています。
- 都市化や核家族化の進展を背景に、家庭や地域の教育力が低下していることから、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を整えるため、学校の求めと地域の実情に応じて地域の方々が学校支援ボランティア活動を行う「学校支援地域本部事業」を引き続き取り組んでいく必要があります。
- 子どもの健やかな成長にあたっては、地域住民による世代間交流の活動など、地域全体で育むことが大切であることから、地域による自発的なコミュニティ活動を促す必要があります。
- 地域等においてスポーツに関する指導・助言を行う体育指導委員については、個々の活動のほか、体育指導委員間での情報共有や連携をさらに活発にし、そこで得た新しい知識や技術を各地域やさまざまな機会を活用できるようにしていく必要があります。



施策の内容

《「地域全体での子どもの育成」という社会機運の醸成》

- 地域の教育力の向上を図るため、地域住民がボランティアとして学校教育活動の支援を行う「学校支援地域本部事業」などを継続的に展開し、学校・家庭・地域が互いに協力し合い、子どもを地域全体で育むという機運を醸成します。

《地域での体験活動、交流の促進》

- 町会やPTAなどをはじめとした地域住民や地域団体、関係機関等と連携し、多様な体験活動や世代間交流などの子どもたちの活動・交流の機会の充実を図るほか、地域の実情に即した子どもの活動拠点としての学校施設等の活用を推進します。

《地域の人材を活用した、子ども育成における「場」づくり》

- 学校を活用し、高校生・大学生等も含む地域の方たちの協力を得て、放課後や週末などにさまざまな体験活動や交流活動を実施できるよう、地域において子どもを育んでいく環境づくりを推進します。

《地域スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実》

- 子どもや親子向けのスポーツ教室やレクリエーションの開催等により、誰もがスポーツやレクリエーションに親しむことができる機会を提供するとともに、体育指導委員のほか、地域の大人、PTA、社会教育団体、スポーツクラブ指導員などの地域の人材の活用を推進します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
学校支援ボランティア数 市内小・中学校で学校支援ボランティア活動をしている保護者・地域住民の人数	2,356 人 (平成 22 年度)	2,908 人
体育指導委員活動回数 体育指導委員がスポーツに関する指導・助言の活動を行った回数	2,103 回 (平成 21 年度)	2,328 回

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第5節 次代を担う大人になるための教育の充実

第1項 男女平等意識の啓発

現状と課題

- 社会・経済の成熟化に伴い、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中、国は『男女共同参画社会基本法』を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて本格的に取り組みはじめました。一方、本市では、旧青森市における「『男女共同参画都市』青森宣言」の趣旨を継承しながら、さまざまな機会をとらえ男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めているものの、男女共同参画の定着が未だ十分とはいえない状況にあることから、男女共同参画意識の更なる浸透と形成推進を図り、その視点をさまざまな取組みの中で生かしていく必要があります。
- 次代を担う子どもたちが、一人ひとりの個性と能力を十分発揮できるよう育ち、将来を見通した自己形成ができるようにするためには、子育てに関わる大人に対して、男女共同参画意識の啓発を図っていく必要があります。
- 幼児教育・義務教育や家庭教育などを通じて男女共同参画意識の浸透を図るとともに、性別による役割分担意識を見直していく必要があります。



施策の内容

《家庭における男女平等の推進》

- 男女共同参画の理解が進むよう、家庭における男女平等意識のより一層の啓発を図ります。

《幼児教育、学校教育の中での男女平等教育の推進》

- 幼児教育や義務教育段階における教育活動全体を通して、人権尊重意識の向上や、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育を推進します。
- 学校教育での男女平等の視点に立った指導を推進するため、教員の研修の充実に努めるとともに、児童生徒が性別にとらわれず個々の能力・適性を発揮できるよう、学校教育における取組みを推進します。
- 学校だより、PTA広報、家庭教育学級などの活用を通じ、学校・家庭・地域が連携し、男女共同参画社会につながる取組みを推進します。

《男女共同参画に関する学習機会の確保・提供》

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした男女共同参画社会推進に向けた各種講座や催し等を開催するとともに、意識の啓発活動や情報発信、小・中学校で開催している家庭教育学級などを通して、男女共同参画意識に関する理解を促進し、多様な生き方を選択・実現できる男女共同参画社会の構築に向けた意識の普及啓発を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
男女共同参画に対する満足度 男女共同の環境・意識が職場や家庭において定着していると思う市民の割合	7.1% (平成 22 年度)	12.5%

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第5節 次代を担う大人になるための教育の充実

第2項 思春期教育の充実

現状と課題

- 思春期は、自分らしさを確立するために模索し、社会規範や知識・能力を習得しながら大人への移行を開始する大事な時期であり、性に関する問題や心の問題、喫煙、飲酒、薬物乱用、摂食障害などの多くの悩みや複雑な問題等が発生するなど、特に配慮が必要な時期といえます。
- 近年、朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期の「不健康やせ（成長曲線を一定の基準以上に外れるような急激なやせ方）」にみられるような、心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。
- このことから、命や性に関する健全な意識の涵養と正しい知識の普及を図るとともに、喫煙等に関する教育など、思春期健康教室の充実を図る必要があります。
- 思春期の子どもたちに対して、性差など一人ひとりに応じたきめ細やかな相談・支援ができるようにすることが重要であり、相談や情報収集を行いやすい環境づくりに取り組む必要があります。
- 望まない妊娠や出産、性感染症、未成年者の喫煙などの思春期保健の課題に対し、学校と地域が一体となった健康教育を展開していくことが必要です。
- 思春期の子どもたちの成長を支援するためには、思春期の子どもを持つ親への家庭教育に関する情報提供や学習機会のさらなる充実を図る必要があります。



施策の内容

《思春期健康教育の推進》

- 保健、医療、教育機関が連携し、命や性に関する健全な意識の涵養や、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及のほか、摂食障害と併せて食育、不登校、心の問題などに対応する思春期健康教育を推進します。
- 学校教育においては、保健体育・家庭科における学習のほか、「総合的な学習の時間」を積極的に活用しながら、喫煙・飲酒・薬物乱用・性に関する指導など、思春期健康教育を推進します。

《思春期に関わる相談体制の整備》

- 女性は思春期から各年代にわたり、心身の健康に係るさまざまな悩みを抱えることがあることから、思春期の子どもの健康面を含めた女性に対する健康相談体制の充実を図ります。

《親を対象とした学習機会と情報の提供》

- 思春期の子どもを持つ親が、思春期特有の問題を抱えた子どもたちと正しく向き合うことができるよう、保護者を対象とした健康教室や子育て講座、小・中学校における「家庭教育学級」を実施するとともに、「PTA活動」などの親が集まる機会を有効に活用し、親を対象とした学習機会の提供を推進します。

《小・中学生が妊娠・出産・子育てを理解するための学習の機会の提供》

- 思春期の子どもたちが正しい知識を得ることで、妊娠・出産・子育てについて理解し、自分の健康を守れるようになるために、小・中学生を対象としたさまざまな体験学習を継続して実施します。
- 大人が思春期教育の重要性を理解し、家庭における教育力を高めることができるよう、保護者や保健・医療・教育・福祉関係者などを対象とした「思春期保健シンポジウム」を継続して開催します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
小・中学校における健康教育の実施率 小・中学校における各種健康教育を実施した学校の割合	小学校 91.2% 中学校 100.0% (平成 22 年度)	小学校 100.0% 中学校 100.0%

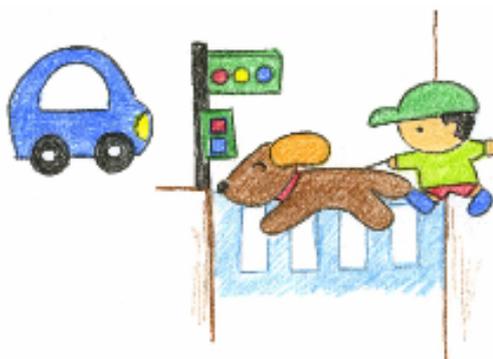
第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第6節 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第1項 交通安全の確保

現状と課題

- 現代の車社会においては、依然として交通事故が発生している状況にあることから、学校・地域との連携のもとに、交通安全指導を徹底するなど、子どもの交通事故の未然防止に努めていく必要があります。
- 子どもの交通安全意識を高め、交通事故を未然に防止するためには、子どもに対する交通安全教育を今後も積極的に実施する必要があります。
- 市内では、通学区域においてボランティアが登下校時の交通安全指導を実施している小学校もありますが、交通安全意識の啓発を図っていくためには、警察署や交通安全協会などの各関係機関・団体と連携し、このような取組みを支援していく必要があります。
- 交通安全意識の啓発にあたり、各関係団体の構成員の高齢化や担い手不足が課題となっており、今後は地域の人材などを活用しながら交通安全活動への取組みを進めていく必要があります。



施策の内容

《交通事故の未然防止》

- 各関係機関・団体と連携しながら、市民一体となった交通安全活動を推進し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。
- 自動車に乗車中の幼児の死傷事故を防ぐため、チャイルドシートの着用の徹底について啓発を図ります。
- 保護者や地域住民が学校の教育活動を支援する「学校支援ボランティア」等を活用し、登下校時の交通安全指導などの交通安全活動を促進します。
- 子どもの通行の安全を確保するために、自転車放置禁止区域内における指導及び自転車の撤去を行うとともに、違法駐車防止のための啓発を継続して実施します。

《交通安全教育の実施》

- 効率的・効果的な交通安全教室を実施するほか、新入学児童に対する交通安全意識の啓発や、小学校における登下校時の交通安全指導の推進など、学校・家庭・地域・関係機関・団体などと連携を図りながら、子どもの年齢に応じた段階的・体系的な交通安全教育を推進します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
交通事故による子どもの被害者数 交通事故による子ども（0～18 歳）の年間被害者数	174 人 (平成 21 年度)	140 人



第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第6節 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第2項 犯罪被害から守る活動の促進

現状と課題

- 刑法犯の認知件数は年々減少傾向にありますが、子どもが事件に巻き込まれるなどの不安感が高まっています。子どもを犯罪被害から守るためには、地域、行政、関係機関等が連携し、地域における子どもの見守り機能を強化していくなどの対策を進める必要があります。
- 特に、帰宅途中の子どもたちを対象とした不審者・変質者による行為など、子どもが被害にあうケースは減少傾向にありますが、引き続き発生しており、とりわけ犯罪の発生しやすい空き家・空き地の点検や情報提供など、地域、行政、関係機関等が連携して学校を支援していく必要があります。



施策の内容

《防犯教室の開催等》

- 小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置等の研修を継続して実施します。
- 子どもが犯罪にあったときなどの緊急避難場所である「子ども110番の家」、「子ども110番のみせ」など、防犯ボランティアの活動を推進します。

《パトロール活動の推進》

- 少年非行の早期発見、未然防止のため、学校教職員がPTA、地域住民、関係機関等と連携しパトロールを実施します。
- 本市職員が、出退勤途中や公用車運転等の職務遂行中に子どもたちを見守り、必要に応じて子どもたちへの声かけや関係機関等への連絡を講じる「子ども安全パトロール」事業を継続して実施します。

《関係機関の連携、情報交換・情報提供》

- 防犯に関する情報提供の充実や情報の共有化を推進し、行政と学校、警察、関係機関等が連携した防犯体制の構築を進めます。
- インターネット上におけるさまざまな犯罪から子どもを守るため、インターネット上の書き込み内容などを監視する「サイバーパトロール」を引き続き実施します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
防犯活動に対する満足度 関係機関等と連携しながら防犯活動が展開されていると思う市民の割合	7.2% (平成22年度)	7.6%

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第6節 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第3項 環境浄化活動の促進

現状と課題

- 有害図書や飲酒・喫煙などの、青少年に対する悪影響が懸念される有害環境については、社会において十分な配慮が必要です。市では、少年指導委員の街頭指導や声かけ活動などを通じて、青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 有害図書類の自動販売機は完全に撤去されていないことから、引き続き設置状況の把握に努めるとともに、撤去に向けて関係機関へ情報提供していく必要があります。
- 情報の氾濫や携帯電話などによる誹謗中傷など、青少年を取り巻く環境は極めて憂慮すべき状況にあることから、青少年の不良行為や問題行動の早期発見と未然防止のため、学校・家庭・地域、関係機関等と連携を図りながら、街頭指導、相談活動などを積極的に行っていく必要があります。



施策の内容

《地域や市街地の巡回指導》

- 有害図書や酒類、タバコなどを子どもたちが入手できないよう、街頭指導や声かけ活動を実施するなど、関係機関等と連携し引き続き環境浄化活動に取り組みます。
- 青少年健全育成の取組みに対する市民参加を促進し、学校・家庭・地域が連携して青少年の社会環境浄化活動の取組みを推進します。
- 青少年の事故防止や、社会環境浄化活動の浸透に努めるとともに、青少年の健全育成の推進に当たっては、市民及び関係機関等と連携しながら取り組みます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
青少年の健全育成に対する満足度 青少年が犯罪や非行に走ることなく、健全に育っていると思う市民の割合	7.8% (平成 22 年度)	10.3%



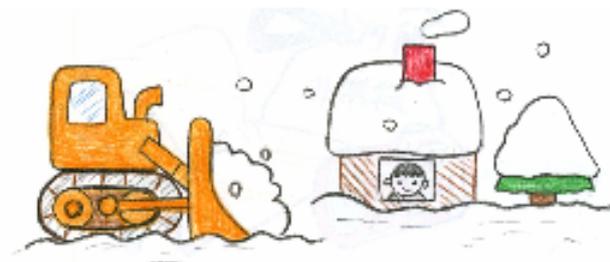
第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第6節 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第4項 安全な道路交通環境の整備

現状と課題

- 道路は、市民の重要な生活基盤施設であることから、すべての人にとって円滑な歩行空間の整備を行う必要があります。妊産婦、乳幼児連れの方などすべての人が、いつでも安全・安心・快適に移動できるよう、道路の段差解消等のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 積雪量の多い本市では、積雪による歩道幅員の減少、積雪寒冷による車歩道の路面凍結など、冬期間特有のバリアが存在することから、積雪時の歩行空間を確保するとともに、防犯灯や道路照明灯などの整備による夜間でも明るく安全な道路環境を整備するなど、年間を通じて安全で快適な道路交通環境を確保することが求められています。



施策の内容

《青森市バリアフリー推進整備計画（交通バリアフリー）の推進》

- 誰もが、いつでも、安全、安心、快適な道路を通行することができるよう、「青森市バリアフリー推進整備計画（交通バリアフリー）」に基づき、歩行空間等の整備を推進します。

《安全で快適な歩行空間の確保》

- 道路段差解消や点字ブロックの設置など、バリアフリー新法^(※1)に基づいた歩行空間の整備を推進します。

《危険な交差点の改良》

- 見通しの悪い危険な交差点では、歩道を拡幅するとともに、隅切り等を設置して、より安全な交差点に改良します。

《冬期バリアフリーの推進》

- 冬期間の移動を円滑にし、快適な歩行空間の拡大を図るため、恒久的な雪処理施設の整備や除排雪の充実、流・融雪溝の計画的整備など、地域の実情に応じた安全、安心、快適な歩行空間のネットワーク形成を推進します。

《冬期歩行空間の確保》

- 冬期間における道路交通の確保及び市民生活の安定を図るため、車道、歩道の除排雪を推進するとともに、PTAや地域住民の協力による通学路等の除雪を引き続き実施していきます。

《街灯の整備》

- 夜でも安全に安心して通行できる明るい道路環境の整備のため、防犯灯や幹線道路等の道路照明灯の整備及び維持管理を引き続き実施していきます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
道路環境に関する満足度 安全で快適に移動できる道路が整っていると思う市民の割合	17.2% (平成 22 年度)	19.2%

用語解説

(※1)バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

建物に関するバリアフリー法（いわゆるハートビル法）と交通分野に関するバリアフリー法（交通バリアフリー法）を統合した法律。平成 18 年 12 月施行。

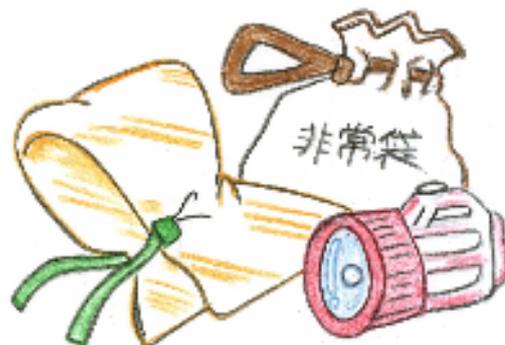
第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第6節 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第5項 災害時における安全の確保

現状と課題

- 災害発生時に、子どもたちが自らの安全を確保できるようにするためには、学校・保育所・幼稚園等において、子どもたちの発達段階や地域の実情を考慮した安全教育（防災教育）の充実を図る必要があります。
- 災害時における子どもたちの助け合いの精神、集団生活への対応など、防災に関する子どもたちの意識の涵養を図る必要があります。
- 災害発生時に子どもたちやその家族が避難した場合にあっても、安全で安心して過ごすことができる避難所の環境を整備する必要があります。
- 災害の発生に備えて、家庭や地域、学校・保育所・幼稚園などの関係機関が連携し、子どもたちの安全管理体制を確立していく必要があります。



施策の内容

《災害時における子どもたちの自立の促進》

- 子どもたちが日頃から、災害時における危機をよく理解し、日常的な備えを行うとともに、災害発生時には的確な判断の下、自らの安全を確保するための行動がとれるよう、学校・保育所・幼稚園等における安全教育（防災教育）を充実します。
- 子どもたちの防災意識の涵養や災害時における助け合いの精神の向上を図るとともに、災害時の集団生活にも適応できるよう、集団での宿泊訓練の実施などについて検討します。

《災害時においても安全で安心して過ごすことができる環境の充実》

- 災害時においても子どもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、青森市地域防災計画に基づく避難所の整備及び避難所機能の確保を図ります。
- 「家庭や地域」と「学校・保育所・幼稚園等」と「行政機関」が一体となって、災害発生時の子どもの安全管理体制を構築します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
地震などの災害に対する家庭における意識度 地震などの災害に対して、家庭内で十分な備えをしていると思う市民の割合	38.6% (平成 22 年度)	69.1%



第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第7節 児童虐待防止に向けた支援の充実

第1項 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応、適切な支援

現状と課題

- 本市における児童虐待相談件数は、年々増加傾向にあり、平成20年度が65件、平成21年度が133件、平成22年度が208件（県児童相談所及び市対応分による相談件数）となっています。
- 児童虐待事案の増加や多様化に伴い、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応、適切な保護・支援を行うとともに、より専門的な知識を有する者を配置するなど、児童虐待防止に向けた体制の強化を図る必要があります。
- 市では、児童虐待の情報収集先の拡大や関係機関の連携強化、さらには地域一体となった見守り強化のために、県児童相談所などの関係機関で構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」を設置し、多様な虐待ケースに対応できるよう、関係機関・団体と連携した体制を構築しています。
- 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を目的とした相談機能強化のため、児童虐待に関して専門的な知識を有する「児童虐待相談員」を子どもしあわせ課に配置し、児童虐待に関する相談対応、調査及び状況確認、関係各課及び関係各機関との連絡調整などの業務を行っています。



施策の内容

《未然防止》

- 児童虐待の未然防止のため、子ども支援センターや保健所、地域子育て支援センター等における育児・発達・保健相談の窓口や情報提供を充実します。
- 4か月児健康診査をはじめとする各種健康診査での、保健師によるきめ細かな保健指導や健康相談を実施するとともに、妊産婦・新生児・未熟児・養育支援が必要な児童への家庭訪問のほか、保育士による子育てに不安やストレスを抱えている家庭に対する訪問支援などを実施し、児童虐待の未然防止に努めます。
- 子育て中の親が、自分の住む地域において子育てに関する相談が気軽にできるよう、各地域の民生委員・児童委員^(※1)、主任児童委員^(※2)の役割のPRに努めるほか、児童虐待に関する専門的な知識を有する児童虐待相談員による窓口相談を実施します。

《早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケア》

- 健康診査未受診児の発育や養育状況の把握に努めるため、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を引き続き実施します。
- 虐待に関する通報や情報提供があった際には、児童相談所と情報を共有するとともに、関係各機関のネットワークを活用し、児童の安全確認及び情報収集を実施します。
- 学校や保育所などの関係各機関と情報を共有しながら、地域における見守り等を行うとともに、保健師や保育士が虐待のケース世帯を定期的に訪問し、世帯の状況把握に努め、育児に関する相談・助言等を実施していきます。
- 立入調査や一時保護、施設入所等の措置が必要な児童に対し、児童相談所と連携して対応にあたりるとともに、施設退所後の安定した生活のための環境整備等の支援（アフターケア）を行っていきます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
児童虐待に関する相談件数 市が対応した児童虐待に関する相談件数	41件 (平成22年度)	89件

用語解説

(※1) 民生委員・児童委員

児童福祉などに関わる相談や必要な情報提供等の援助を行う者。

(※2) 主任児童委員

18歳未満のすべての子どもを対象とした児童福祉について専門的に担当し、子育て家庭に積極的な支援を行う者。

第 2 章
大人が安心して
子育てできる環境づくり
(子育て支援)

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第1節 仕事と子育ての両立の推進

第1項 多様な保育サービスの充実

現状と課題

- 少子化が進行する中で、本市の保育所への入所児童数は、女性の社会進出の増加や核家族化などを背景に、近年、ほぼ横ばいの水準となっていますが、幼稚園への入園者数は年々減少傾向にあります。
- 共働き家庭の増加や勤務形態の多様化などにより、通常の保育所開所時間では補えないケースや、子どもの病気の際に介護ができないケースが増えてきており、延長保育や休日保育、子どもが病気の際の対応策の充実を求める声があります。
- 核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などを背景に、子育てに孤独感や不安感、悩みを抱える保護者が増加していることから、子どもへの接し方などを学ぶ機会や相談体制を充実させるとともに、保護者や子育てを支援する人の声を反映しながら、個々の事情に沿った支援を行う必要があります。
- 子育てにかかる経済的負担を軽減するため、国においては、平成22年度から、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了までの子どもを養育している方を対象に「子ども手当」を支給していますが、本市においても、保育所や幼稚園にかかる保育料の負担軽減策を実施しています。
- 国の少子化社会対策会議において、平成23年7月29日に決定された「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」によれば、保育と幼児教育を一体化し提供する「総合施設（仮称）」を含めた「こども園（仮称）」の制度改正をとりまとめたことから、今後の国の制度改正等の動向を踏まえた対応が求められています。



施策の内容

《保育サービス等の充実》

- 保護者の多様な就労形態などに対応するため、延長保育や休日保育、一時預かりのほか、会員同士が子育てを助け合うファミリー・サポート・センターなどのニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

《待機児童の解消》

- 保育所の安全安心な保育環境の確保を前提としたうえで、保育所入所児童数の推移を見極めながら、待機児童が発生しないよう、保育所定員の弾力化及び適正な定員管理を行います。

《地域資源の有効活用》

- 保育所や地域子育て支援センターなどの地域の施設を利用し、地域において子育てに関する相談などのさまざまな子育て支援活動を行う「子育て応援隊」の充実を図ります。

《保育サービスの質的向上》

- 保護者が安心して保育所などに子どもを預けることができる環境づくりを推進するため、保育士を対象とした研修や、子ども支援センターによる指導・相談体制の充実を図るとともに、保育士の配置状況や保育状況、給食状況や安全管理などを定期的に点検するなど、保育所の適正運営を図ります。
- 保育所と行政との意見交換の機会や、保育所同士による保育士交流の機会を充実させるほか、保育所に対し、公正中立な第三者機関による保育サービスの質に対する専門的評価の実施を促進するなど、保育サービスの質の向上を図るための取組みを推進します。

《子育て負担の軽減》

- 子ども支援センターや地域子育て支援センターなどでの子育て相談や各種講座、子育て情報の提供、地域における子育て応援隊の活動のほか、3歳未満の子どもを持つ保護者が気軽に集える「青森市つどいの広場さんぽぽ」での親子同士の交流など、子育てに対する不安や悩みの軽減につながる取組みの充実を図ります。
- 子ども支援センターの保育士による家庭訪問や、保健所での乳幼児健診を通じ、子どもの成長に不安や悩みを感じている家庭に対して、関係機関と連携した育児支援の充実を図り指導の充実を図ります。

- 子育てにかかる経済的負担を軽減するため、本市による保育所・幼稚園などの保育料軽減対策を継続するほか、国の制度に基づく各種手当などを適切に支給します。

《「子ども・子育て新システム」への対応》

- 幼保一体化については、国の検討内容等を注視しながら、本計画の基本理念である「子どもの最善の利益」が保障されるよう適切に対応します。
- 子どもが病気の際の対応策については、現在開設している病児一時保育所で対応することとし、よりきめ細かな病児・病後児の対応については、ファミリー・サポート・センターの活用を周知していきます。
また、病児保育については、「子ども・子育て新システム」でも検討されていることから、制度改正等の動向を踏まえ、適切に対応します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
認可保育所入所児童数 認可保育所に入所している児童数 (毎年度 3 月 1 日時点)	6,815 人 (平成 22 年度)	6,815 人 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
延長保育促進事業実施箇所数 延長保育を実施している保育所数	84 箇所 (平成 22 年度)	84 箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
休日保育事業実施箇所数 休日保育を実施している保育所数	17 箇所 (平成 22 年度)	17 箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
一時預かり事業実施箇所数 一時預かりを実施している保育所数	48 箇所 (平成 22 年度)	48 箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
地域子育て支援拠点事業実施箇所数 地域子育て支援センター（ひろば型、センター型）の開設箇所数	8 箇所 (平成 22 年度)	8 箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
ファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動件数 地域において育児の援助を行いたい者（サポート会員）による相互援助活動件数	3,182 件 (平成 22 年度)	3,517 件
子育て支援に対する満足度 子どもを安心して生み育てられる環境が整っていると思う市民の割合	8.1% (平成 22 年度)	9.7%

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第1節 仕事と子育ての両立の推進

第2項 育児をしやすい職場環境づくり

現状と課題

- 経済・産業構造の変化や就業構造の変化に伴い、勤労者の意識も多様化している中で、年齢、性別を問わず、誰もが安心して働くことのできる労働環境の整備が求められています。
- 家事や育児などの「家庭生活」やボランティア活動などの「地域活動」と「仕事」を両立できる環境が求められており、個人のライフスタイルに合ったバランスで「仕事」と「仕事以外の生活」の双方を充実させることができる社会の実現に向け、市民・企業・行政等が連携して意識改革に努めながら取り組む必要があります。
- 出産や育児に際しても、女性が仕事を続けていけるよう、企業等に対する一層の啓発が必要です。
- また、出産や育児を理由に離職した女性の再就職支援を促進していく必要があります。
- 平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、すべての企業等に対して、労働者の「仕事」と「家庭生活」との両立を支援するための雇用環境整備や働き方の見直しなどを盛り込んだ「一般事業主行動計画」の策定を求めており、特に、301人以上の労働者を雇用する企業等については、この計画の策定が義務付けられています。平成23年4月1日から、101人以上300人以下の労働者を雇用する企業等についても、計画策定が義務付けられました。



施策の内容

《誰もが生き生きと安心して働ける労働環境づくりの促進》

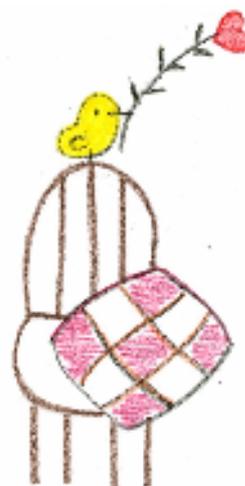
- 青森労働局などの関係機関と連携しながら、育児・介護休業法などの各種制度の普及啓発に努め、企業等に対する労働環境の改善等を促進します。
- 勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、余暇活動や健康増進などの福利厚生環境の充実を図ります。

《女性等の再就職等の支援》

- ハローワークなどの関係機関が提供する再就職のためのセミナー開催案内や就業情報などを活用しながら、再就職の準備に必要な情報を提供します。また、母子自立支援員による個別相談や、母子家庭等の状況に応じた就業支援を継続します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
労働環境の満足度 働きやすい環境にあると思う市民の割合	3.2% (平成 22 年度)	9.0%



第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第2節 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進

第1項 障害児家庭への支援の充実

現状と課題

- 障害児とその家族が抱える不安や悩みなどに対する適切な情報提供や相談支援を早期に提供するなど、安心して自立した日常生活や社会生活を送るための支援を充実させていく必要があります。
- 障害児のいる家庭においては、療育等の経済的負担が伴うことが多いことから、今後も引き続き支援を行っていく必要があります。
- 知的障害児や発達遅れに心配のある子などを持つ家庭が抱えるさまざまな課題について、共に考え、学習し、解決していくための機会や場の提供が求められています。
- 自閉症やアスペルガー症候群などの特別な配慮を必要とする子やその家族に対しては、療育支援・療育指導の強化のほか、必要に応じて専門機関へつなげる体制づくりが求められています。
- 放課後における障害児の居場所については、小学校における放課後児童会や、障害児に対する療育訓練を行う児童デイサービス^(※1)（平成24年度からは「放課後等デイサービスなどに移行する予定」）などがありますが、今後、障害者自立支援法及び児童福祉法の見直しに伴う国の動向を踏まえながら、障害児とその家族のニーズに適切に対応した居場所づくりを行っていく必要があります。



用語解説

(※1) 児童デイサービス

事業所等が障害児に対する日常生活における基本的動作の指導や創作活動等を通じて、集団生活への適応に向けた訓練を実施する。

施策の内容

《障害児保育の実施》

- 障害児保育の実施にあたっては、集団保育が可能な障害児を対象に、障害児の特性等に十分配慮しながら保育を行うとともに、障害児を受け入れる保育所に対する支援を継続するなど、障害児の福祉の増進を図ります。

《放課後児童会等への障害児の受入れ》

- 集団活動が可能な障害児については、これまでどおり放課後児童会で受け入れるとともに、集団活動が難しい障害児については、児童デイサービスや日中一時支援事業^(※1)などを活用するなど、対象となる子どもの状況やその家族のニーズを見極めながら、適切な受入れ基盤づくりを促進します。

《障害児のいる家庭への生活支援》

- 国の制度に基づく特別児童扶養手当や障害児福祉手当を適切に支給するとともに、障害児の社会参加を促進することを目的とした福祉乗車証・福祉タクシー・移送サービス利用券・福祉自家用車給油券を継続して支給するほか、重度心身障害児にかかる医療費の負担を軽減するための助成事業についても継続して実施します。

《障害児などに関する子育て相談等》

- 子ども支援センターや教育研修センター、保育所などにおいて子育て相談を行うほか、県児童相談所や県発達障害者支援センター、特別支援学校などの相談機関についての情報提供を推進します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
障害児家庭に対する相談・支援件数 障害児とその家族等に対する訪問や外来等による相談・支援件数	487 人 (平成 22 年度)	827 人
放課後施設利用者数 放課後児童会、児童デイサービス及び日中一時支援事業を利用している児童数 (年度末時点)	333 人 (平成 22 年度)	467 人

用語解説

(※1) 日中一時支援事業

障害児の家族の介護負担を軽減するため、日中、事業所等が障害児に対して活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を実施する。

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第2節 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進

第2項 ひとり親家庭などへの支援の充実

現状と課題

- 本市におけるひとり親世帯数が、平成12年以降、増加傾向にある中で、母子家庭における母親は、就業経験が少ないことや、臨時・パートといった不安定な就業が多く、得られる収入が低い水準となっているため、経済的な自立が困難なケースがあります。また、自立に必要な技能習得などのため、子どもの保育をはじめ一時的に日常生活に支障をきたすケースがあることから、自立促進のための生活支援の必要性が高まってきています。
- 父子家庭においても、母子家庭と同様に子育てや生活面などに対する社会的支援が求められており、国においては、平成22年8月から児童扶養手当の支給対象としたほか、自立支援プログラム策定事業^(※1)の対象とするなど、父子家庭に対する支援が徐々に拡充されてきている状況にあります。
- 母子家庭の自立を促進する母子生活支援施設すみれ寮については、効果的・効率的な施設運営を図るため、指定管理者制度の導入を図るとともに、施設の老朽化への対応を進めていく必要があるほか、関係機関と連携した支援スキルの向上を図りながら、入所期間が長期化しないよう、自立計画期間内の自立を促進する必要があります。



用語解説

(※1) 自立支援プログラム策定事業

個々の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組み等の状況、自立に向けた課題等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定し支援を行う事業。

施策の内容

《ひとり親家庭の自立の促進》

- ひとり親家庭における保育所や放課後児童会の利用、市営住宅への入居にあたっては配慮するとともに、ファミリー・サポート・センターの積極的な活用を図るなど、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。
- 経済的自立を促進するため、平成 18 年 10 月に設置した「母子家庭等就業・自立支援センター」において、母子自立支援プログラム策定員^(※1)による就業相談や能力開発の支援を推進します。
- 国の制度に基づく児童扶養手当を適切に支給するとともに、修学資金や生活資金などを貸し付けする母子・寡婦福祉資金を有効に活用していただくほか、ひとり親家庭の子及び親にかかる医療費の負担を軽減するための助成事業についても継続して実施します。

《母子自立支援員による相談機能の強化》

- ひとり親家庭の生活相談や自立に必要な情報提供を行う母子自立支援員を配置し、身近な相談窓口としての機能の充実を図ります。

《すみれ寮の機能強化》

- すみれ寮の入所者に対する自立促進のため、入所者が相談しやすい環境を整備し、関係機関と連携して支援するとともに、研修などを通じ、施設職員の専門性の向上を図ります。
- すみれ寮の施設運営については、「青森市行財政改革プラン 2011」に基づきながら、指定管理者制度の活用を検討するほか、建物の老朽化が著しいことから、改築を実施します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
母子自立支援員による相談・助言件数 母子自立支援員による母子・父子家庭及び寡婦の身上相談に対する助言件数	1,009 件 (平成 22 年度)	1,349 件

用語解説

(※1) 母子自立支援プログラム策定員

児童扶養手当受給者の自立・就業を図るため、個々の状況に応じた自立・就業支援のためのプログラムを策定し、ハローワーク等と連携を図り、自立・就業に結びつけるためにさまざまな支援を行う者。

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第3節 家庭教育の充実

第1項 家庭教育の充実

現状と課題

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすものですが、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化を背景に、家庭の教育力の低下が指摘されている状況にあることから、家庭教育支援のより一層の充実が求められます。
- このことから、家庭教育に関する学習機会や情報提供のほか、関係機関・団体との連携・協力によるさまざまな支援の促進など、地域ぐるみで子育てを支援していくようなネットワークづくりを推進していくことが重要です。
- また、女性の社会進出が進み、家庭教育に関する学習機会に参加できない方が多い状況にあることから、講座の開設時間を見直すほか、男性の参加を促進するなど、誰もが参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。
- 家庭は、子どもが読書習慣を身につけていくうえで最も影響を与える場であり、親が子どもに対して読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど、日常生活を通して自然に読書に親しむことができるよう配慮することが大切であることから、親が子どもの読書活動について理解し、親自身が子どもの本に親しむための機会の充実を図る必要があります。
- 近年、朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期の不健康やせにみられるような、心と体の健康問題が子どもたちに生じていることから、家庭等において、乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣を定着させるため、発達段階に応じた食育を進めることが重要です。
- 家事や育児などの「家庭生活」やボランティア活動などの「地域活動」と「仕事」を両立できる環境が求められており、個人のライフスタイルに合ったバランスで「仕事」と「仕事以外の生活」の双方を充実させることができる社会の実現に向け、市民・企業等・行政が連携して意識改革に努めながら取り組む必要があります。

施策の内容

《家庭教育に関する学習機会の充実》

- 小・中学校で開催している家庭教育学級などの内容を充実させるとともに、男性も含めた多くの方が参加しやすい環境づくりや情報提供を推進するほか、家庭教育の重要性について、さまざまな機会を通じて一層の意識啓発を図ります。
- 思春期における子どもの問題行動は、複雑化・深刻化し、その接し方も困難なことから、思春期の子どもを持つ親向けの子育てに関する講座の充実を図るとともに、父親の家庭教育への参加を促す体験学習機会を充実します。
- 子育てに悩みを抱える親の相談や子育て支援を行っている人・団体等のネットワークづくりなどの充実を図ります。
- 関係機関と連携・協力しながら、家庭教育支援活動の拠点となる「サポートセンター」を設置し、学習機会の提供や相談対応、情報提供などを行うほか、小・中学校で開催する家庭教育学級のサポートや発達の遅れに心配のある子を対象とした子育て講座を実施するなど、家庭の教育力の向上を目指します。

《家庭教育を支援する情報提供》

- 子どもの発達段階に応じた情報提供など、家庭教育支援を充実させるとともに、これから父親になる方を対象に、親になる責任を受け止め、心の準備をする機会となるよう、妊娠期から3歳までの子どもの状態やその時期に合わせた父親ならではの子どもとの遊びなどを紹介する「父親手帳」の配布を継続するなど、子どもの育成や指導の参考となる取組みを推進します。

《子育て支援者の活用促進》

- 地域においてさまざまな子育て支援活動を行うボランティア組織「子育て応援隊」や、子育てや家庭教育に関する講座の企画・運営などを行う「家庭教育支援チーム」、子どもに関するNPO等市民活動団体のPRに努めるとともに、研修などを通じた人材の資質向上を図りながら、その役割が発揮できるよう活用を促進します。

《子育てサークルの育成・支援》

- 地域子育て支援センターやアコール（働く女性の家）において活動する子育てサークルの育成を通じて、親子同士が気軽に交流し、子育てについて学び合い、子育ての喜びを分かち合う仲間づくりを推進します。

《家庭における読書の推進》

- 保健所における「心はぐくむブックスタート」^(※1)や「マタニティセミナー」、市民図書館における「子育てレファレンスサービス」^(※2)、子ども支援センターにおける「おはなし広場」のほか、地域子育て支援センターや家庭教育の学習機会などを活用しながら、親自身が子どもの本に親しんでいくための機会づくりを推進します。

《家庭等における食育の推進》

- 家庭は、子どもにとって望ましい食習慣の形成を図るうえで重要な役割を担っていることから、さまざまな学習機会や各種イベントなどを活用しながら親子料理教室などの子ども参加型の体験活動を通して、食に関する理解を深めることのできる機会づくりを推進します。

《男女共同参画に関する学習機会の確保・提供》

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした男女共同参画意識の啓発活動や情報発信、小・中学校で開催している家庭教育学級などを通して、男女共同参画意識に関する理解を促進し、多様な生き方を選択・実現できる男女共同参画社会の構築に向けた意識の普及啓発を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
家庭教育学級参加者数 家庭教育学級、うとう家庭教育学級及び子育て講座の延べ参加者数	10,055 人 (平成 22 年度)	12,951 人
「子育て応援隊」の年間延べ活動数 「子育て応援隊」によるさまざまな子育て支援活動の年間延べ回数	177 回 (平成 22 年度)	265 回
男女共同参画に対する満足度(再掲) 男女共同の環境・意識が職場や家庭において定着していると思う市民の割合	7.1% (平成 22 年度)	12.5%

用語解説

(※1)心はぐくむブックスタート

乳児期から絵本を通じて親子の絆を深めることにより、心の健康づくりを図り、安心して子育てができるよう4か月健康診査時に、保育士によるふれあい遊び、読み聞かせ協力者による絵本の読み聞かせの実施、ブックスタートパックの配付、子育て支援情報の提供をする。

(※2)子育てレファレンスサービス

読書案内や子育てに関して知りたいことについて、資料の提供や紹介などを行う。

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第4節 子どもを健やかに生み育てるための母子保健対策などの充実

第1項 妊産婦・乳幼児の保健及び健康診査などの充実

現状と課題

- 青森県における乳児・新生児・周産期死亡率^(※1)が、全国平均と比較して高い割合となっていることから、平成16年10月、青森県立中央病院に「総合周産期母子医療センター」を開設し、危険度の高い妊産婦や新生児を24時間体制で受け入れるとともに、高度な医療を提供し、乳児死亡率等の改善を図っています。
- しかしながら、平成21年度における乳児・新生児・周産期死亡率については、乳児が全国平均2.4%に対し本県3.5%、新生児が全国平均24.6%に対し本県29.6%、周産期が全国平均4.2%に対し本県4.8%と、未だ全国平均を上回っている状況にあることから、青森県の「地域医療再生計画」において、地域周産期母子医療センターを担う青森市民病院の設備・機器整備を行い、圏域の産科医療施設からハイリスク妊婦や新生児等を受け入れる体制の充実と、総合周産期母子医療センターからの逆搬送に対応する体制の確保を図ることとされています。
- 健康問題のある家庭や養育環境に問題を抱える家庭、出産年齢の高齢化に伴う早期産等のリスクの高い妊婦などに対してはきめ細やかな保健対策が求められています。
- 平成18年10月の中核市移行に伴い、未熟児への訪問指導や不妊相談等に関する権限が強化されたことから、国・県と連携しながら支援強化を推進していく必要があります。



用語解説

(※1) 周産期死亡率

妊娠満22週以後の死産数に早期新生児死亡数（生後1週未満の死亡）をあわせたものを年間出生数で除したものの。

施策の内容

《母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導の充実》

- 妊婦の生活背景を把握しながら、異常の早期発見・予防や健康的な生活習慣、妊婦健康診査の必要性、妊娠中の栄養バランスなどについて保健指導を行うほか、妊産婦に対する各種サービスの情報提供の充実に努めるとともに、特に早期産等のリスクの高い妊婦に対しては、医療機関と連携を図りながら引き続き保健指導を強化します。

《妊婦健康診査の実施》

- 安心して出産ができるよう、妊婦健康診査の公費負担による妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を継続して実施し、妊婦健康診査を受ける機会を提供します。

《健康教室等の開催》

- 妊娠・出産・育児についての学習や講義、実習などを行うマタニティセミナーの内容を充実させるとともに、夫婦や就労している妊婦などが参加しやすい環境づくりを推進します。

《新生児・妊産婦訪問指導の実施》

- 医療機関との連携のもとに、ハイリスク妊産婦や未熟児のいる家庭を重点的に訪問し、専門的な相談・指導を行うとともに、新生児及び産婦に対する訪問指導を継続し、安心して出産・育児ができる環境づくりを推進します。

《乳幼児健康診査等の充実》

- 4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査や各種予防接種について周知を図り、受診率や接種率の向上に努めるとともに、診査内容や受診方法などの充実に努めながら、誰もが受診しやすい環境づくりの向上に努めます。
- 平成23年度から、乳幼児期の歯質の向上とう歯予防を図るため、フッ素塗布の無料受診を実施しましたが、今後においても、医療機関との連携を強化しながら、フッ素塗布の重要性を周知するとともに、う歯予防対策を推進します。

《子どもの発達・発育に対する不安や悩みの軽減》

- 各種健康診査を通じた子どもの発達・発育に関する情報を保健所と子ども支援センターが共有しながら、子どもの成長に対する不安や悩みの軽減を図るとともに、疾病により長期にわたり療養を必要とする子どもなどを対象とした医師・保健師・栄養士による専門相談を行うなど、子どもの健やかな成長に向けた保健指導體制の充実を図ります。
- 保健所内に開設している「不妊専門相談」において、不妊に悩む夫婦などを対象に、専門の医師などによる相談や指導を行い、精神的ストレスや不安の軽減を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
産婦の訪問指導実施率 保健師による産婦への訪問指導した割合	57.3% (平成 22 年度)	81.0%
乳幼児健診の受診率 4 か月児・7 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査を受診した子どもの割合	96.2% (平成 22 年度)	97.2%



第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第5節 安心して子育てできる医療体制の充実

第1項 救急医療体制の充実

現状と課題

- 地域住民に適切な医療を提供するため、「かかりつけ医」制度^(※1)の普及啓発をするとともに、医療機関の機能分担と連携を図りながら、病状に応じた医療を迅速に受けられるよう、救急医療体制を充実する必要があります。
- 青森市急病センターでは、平成19年9月から、青森市医師会の協力のもと、毎日の夜間に小児専門医を配置するとともに、同年12月からは、青森県薬剤師会青森支部の協力のもと、すべての開院時間帯に薬剤師を配置するなど、初期救急医療体制の充実を図ってきましたが、本市における初期救急医療^(※2)から三次(救命)救急医療体制^(※3)を有効に活用してもらうために、市民全般に周知を図っていく必要があります。



用語解説

(※1)「かかりつけ医」制度

普段から何でも相談できる身近な医師のこと。

(※2)初期救急医療

入院治療の必要がなく、外来で対処可能な患者への対応機関。

(※3)三次救急医療体制

複数診療科にわたる高度な処置が必要、または重篤な患者への対応機関。

施策の内容

《小児救急医療体制の充実》

- 青森市急病センターにおける小児専門医の常駐や、休日・夜間に病気やけがの治療を行うための在宅当番医制度^(※1)、二次救急医療体制^(※2)を確保するための病院群輪番制度^(※3)について継続して実施し、小児を含む救急医療体制を確保します。
- 初期救急医療、二次救急医療、三次救急医療それぞれの機能分担を明確にし、救急患者の円滑な受入れに向けた医療機関との連携の推進などを通じ、初期救急医療から三次（救命）救急医療へと適切に連携できる体制の充実を図るとともに、それぞれの役割について広く市民にPRし、適正な医療機関の受診を呼びかけていきます。
- 休日・夜間の在宅当番医などの生活に密着した医療機関情報を分かりやすく提供するとともに、初期医療を担う「かかりつけ医」制度について、青森市医師会と連携しながら普及啓発と有効活用の促進を図ります。
- 乳児死亡率や周産期死亡率の改善及び母子保健の向上のため、産科・小児科医療に関する専門的知識を有する医療関係者などで構成される「青森市母子保健・医療連絡会」において連携強化を継続します。
- 万が一のときのための応急手当やAED（自動体外式除細動器）の使用方法的普及啓発に向けた救命講習の実施を推進します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
医療体制に対する満足度 病状に応じて身近なところで適切な医療を受けられると思う市民の割合	26.8% (平成 22 年度)	30.8%

用語解説

(※1) 在宅当番医制度

休日・夜間にケガや病気をした方を対象に治療を行うために医療機関を開院する制度。

(※2) 二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症患者に対応する機関のこと。

(※3) 病院群輪番制度

二次救急医療機関において、休日や夜間における専門医による重症患者の診療を行う制度。

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第5節 安心して子育てできる医療体制の充実

第2項 妊産婦・子どもの医療費助成制度の実施

現状と課題

- 国は、平成21年10月から、出産育児一時金の支給額を38万円から原則42万円に引き上げたほか、出産育児一時金を上限として、出産費用について、医療機関へ直接支払う仕組み（直接支払制度）を導入するなど、妊産婦の経済的負担を軽減しています。
- 本市においては、国民健康保険加入の妊産婦を対象に、国と同様の対策のほか、外来受診の医療費助成や出産費資金の融資あっせんを行っていますが、これらの対策は、疾病の早期発見・早期治療を促し、妊産婦の健康保持や経済的負担の軽減にもつながることから、継続して実施していく必要があります。
- 子どもの医療費助成については、平成20年7月から、助成対象となる所得限度額を大幅に緩和したほか、通院にかかる医療費助成対象を6歳まで引き上げるとともに、4歳から6歳の入院にかかる一部負担金を撤廃するなど、対象者の拡大と経済的負担を軽減する対策をとっていますが、将来的には、助成対象を中学生まで拡大することを目標としながら、子育てに関する環境変化や国の動向、本市の財政状況等を踏まえ検討していく必要があります。
- また、入院を必要とする未熟児や特定の小児慢性疾患にり患している子どもにかかる高額な治療費についても、経済的負担を軽減するため、国と連携しながら引き続き支援を行っていく必要があります。
- 妊娠に向けて不妊治療を受けている夫婦が増加傾向にある中で、不妊治療は、身体的にも精神的にも負担が大きいほか、費用も高額になることが多く、経済的理由から十分な治療を受けることができないケースが少なくない状況にあり、本市においても、特定の不妊治療に対する助成制度を活用する方が年々増えてきている状況にあります。



施策の内容

《妊産婦・子どもの医療費助成》

- 国の制度に基づく出産育児一時金や、本市における国民健康保険加入の妊産婦を対象とした医療費助成制度については、妊産婦の経済的負担の軽減と健康保持の観点から継続して実施します。
- 子どもの医療費助成については、将来的に、助成対象を中学生まで拡大することを目標として検討していきますが、まずは、現行の乳幼児の通院・入院にかかる助成に加え、小学生の入院にかかる助成を平成 24 年 7 月から実施する予定としています。
- 未熟児や特定の小児慢性疾患にり患している子どもの健全な育成を支援するため、国と連携しながら経済的負担の軽減を継続するほか、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、医療の確立と普及を図ります。

《不妊治療費の助成》

- 保健所内に開設している「不妊専門相談」において、不妊治療の正しい知識や最新の治療法などの情報提供を行うとともに、特定の不妊治療にかかる経済的負担の軽減を推進するなど、不妊治療への支援を継続します。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
子どもの医療費無料化の進捗度 「子どもの医療費無料化を小学生にまで拡大し、将来は中学生にまで拡大」の対象年齢の進捗度	43.8% (就学前児童まで) (平成 22 年度)	81.3% (小学校 6 年生まで)



第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第6節 子育てを支援する生活環境の充実

第1項 生活環境の整備

現状と課題

- 市営住宅の建設や建て替えなど、本市の住宅施策を進めていくにあたり、住戸内外のバリアフリー化を推進するとともに、公園、緑地の確保など、周辺環境も含め、子どもや妊産婦などにも配慮した住宅の確保が求められています。
- 公園施設については、平成23年4月1日現在、地域住民全員の利用を対象に整備された都市公園が135箇所、市街地の一角に子どもの遊び場として整備された児童遊園・ちびっこ広場が101箇所あるほか、青い森セントラルパークや月見野・浅虫温泉森林公園、合子沢記念公園を整備し、子どものみならず、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場、地域コミュニティの交流の場として活用されています。
- 多くの公園施設については老朽化が進んでおり、昨今の厳しい財政状況のもとでは、公園施設の維持修繕を行っていくことが困難な状況となっています。
- 本市には、未だ公園や緑地の空白地域が存在しており、これらの地域における公園・緑地の整備が課題となっています。
- 個性豊かな緑と花があふれるまちなみの形成にあたり、地域における自主的な緑化活動には温度差が見受けられることから、緑化活動のPRなどの動機づけなど、地域と行政の連携による緑化活動促進の仕組みづくりが必要です。
- 河川等水辺空間を、市民の憩いの場やレクリエーションの場として活用できるための取組みを進めていく必要があります。



施策の内容

《良好な居住環境の整備》

- 市営住宅の整備にあたっては、バリアフリー化やシックハウス対策を推進し、子どもや妊産婦に配慮した居住環境の向上を図るとともに、就学前の子どもや障害児などがある世帯の市営住宅への入居にあたっては、関係法令に基づいた入居基準緩和を適切に行います。
- 住宅関連情報を容易に収集できるようにするため、専門機関や住宅関連団体等との協力体制の確立を図るとともに、住宅相談窓口を設置するほか、各種広報媒体を活用し、住宅関連の情報提供の充実を図ります。
- 屋根雪処理の負担が少ない無落雪屋根方式などを採用した克雪住宅や、既存建物の耐震診断及び耐震改修の普及・促進などを通じ、雪や災害に強い住まいづくりを推進します。

《公園・緑地の整備・管理》

- 公園施設の老朽化に対する安全対策の強化を図るため、新たに策定する「(仮称)公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改築・更新を進めるとともに、市民団体や地元町会などと連携を図りながら、公園施設の適正な管理を推進します。
- 公園・緑地の空白地域について、市民ニーズを踏まえながら、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図ります。

《河川等水辺空間の活用》

- 親水性のある河川整備・活用の推進を図り、また河川愛護団体などの活動を支援することにより、市民が地域の身近な河川などの自然環境にふれあう機会を提供します。

《緑化の推進》

- 子どもが生き生きと成長し、豊かで潤いのある暮らしができるよう、市民の緑化意識の啓発や、地域住民の自主的な緑化活動を支援するとともに、地域と行政の連携による緑化活動の推進を図ります。

《ちびっこ広場、児童遊園の整備・管理》

- 子どもが屋外で安全に楽しく遊ぶことができる環境づくりをするために、子どもの健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることなどを目的とした「ちびっこ広場」や「児童遊園」の維持管理に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
市が管理している公園数 市が管理している公園数	128 箇所 (平成 22 年度)	134 箇所
緑化活動累積団体数 自主的に緑化活動を行っている団体数の累積	374 団体 (平成 22 年度)	780 団体



第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第6節 子育てを支援する生活環境の充実

第2項 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

- 妊産婦や子ども、子ども連れのかたも含め、すべての人が安心して外出でき、安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加できるよう、人にやさしい環境の整備が求められています。
- 平成18年12月施行の「バリアフリー新法」や平成11年施行の「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等の新築や大規模改修においてバリアフリー化が進められてきました。
- 市所有の既存施設については、平成15年2月策定の「青森市所有施設バリアフリー整備方針」に基づき、整備の優先順位や時期を判断し、本庁舎正面玄関のスロープ整備や、障害者トイレにベビーシートを設置し多目的トイレとするなどの整備を順次進めてきました。
- 平成21年度には、授乳やおむつ替えができる授乳室を、市所有施設14箇所、民間施設1箇所に新設し、平成23年4月1日現在、市内31箇所に授乳室が設置されており、子ども連れのかたが安心して外出できる環境を整備しました。
- 今後は、公共施設や民間施設などに対して、ベビーベッドやベビーチェア、ゆったりとした化粧室など、安心して利用できる施設整備をするよう働きかけることが必要です。



施策の内容

《公共施設等のバリアフリー化の推進》

- 公共施設等のバリアフリー化については、引き続き推進していくとともに、敷地や構造上の制約等によりバリアフリー化の整備が困難な場合は、呼び出し装置を利用した対応等も視野に入れた代替整備を検討し、利用者等の声を取り入れ、安全性や利便性、快適性に配慮した施設整備に努めます。
- 利用しやすい多目的トイレなど、子ども連れのかたなどに配慮した設備整備を促進するとともに、施設整備に対する融資制度等の情報提供を推進します。
- 妊産婦にやさしい地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保など、妊産婦に対する周囲の気遣いを促すことを目的とした「マタニティマーク」の普及啓発に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成 26 年度目標値
市所有施設のバリアフリー化達成度 「青森市所有施設バリアフリー整備方針」において整備対象としている項目の整備状況	58.0% (平成 22 年度)	48.6%



マタニティマーク
(平成 18 年 3 月 10 日厚生労働省発表)

第 3 章

子どもに関する 情報・相談機能の充実と 計画の推進体制

現状と課題

- 核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加などに伴い、子育てに孤独感や不安感、悩みを抱える保護者が増加していることから、子どもや子育てに関する情報については、各種広報媒体の特性を生かし、市民視点に立ったわかりやすい情報をタイムリーに提供することが必要です。
- 地域での子育てを支えるため、子ども支援センターや地域子育て支援センターにおける相談体制や地域の人材の活用、支援をつなぐコーディネート機能など、子どもや子育てに関する拠点機能の充実を図っていく必要があります。
- 平成22年度に設置された「子どもしあわせ課」では、「青森市子ども総合計画」に基づき全庁的に取り組んでいる子ども施策について、総合的な企画立案、調整を行うこととしています。
- 国において「すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組み」や「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組み」、「地域における多様な担い手の育成」を重要課題として位置付ける「子ども・若者ビジョン」を平成22年7月に作成しましたが、これらの子ども・若者育成支援について、関係機関との連携体制を強化していく必要があります。



施策の内容

《市民視点に立ったわかりやすい情報の提供》

- 子どもや子育てに関する情報については、多様な媒体（携帯電話やインターネットをはじめとするICT、公共施設等の掲示板、広報紙、ラジオ、テレビ、新聞など）を活用しながら、市民が知りたい情報と、お知らせすべき行政情報のバランスある情報発信を行います。
- 子どもしあわせ課においては、庁内外における子どもや子育てに関する情報を一元的に管理するとともに、その発信内容も含めた活用方法等について検討します。

《子ども・子育てに関する拠点機能の整備・充実》

- 子ども支援センターや地域子育て支援センターにおいては、子どもや子育てに関する拠点機能として、相談体制や情報提供の一層の充実を図ります。

《子ども・若者支援地域協議会の立ち上げに向けた取組みの推進》

- 国の「子ども・若者ビジョン」に基づく子ども・若者の育成支援に取り組むため、関係機関とのネットワークとなる「子ども・若者支援地域協議会」を立ち上げ、その取組みについて検討します。

《計画の推進体制》

- 本計画の実効性を確保するため、児童福祉に関する有識者で構成される「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」と連携しながら本計画の推進にあたりるとともに、少なくとも年1回、本計画の進捗状況を市民に公表するほか、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行っていきます。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
市ホームページの子どもに関する情報へのアクセス件数 市ホームページのうち、子どもに関する情報ページへのアクセス件数（携帯サイト分含む）	678,873件 (平成22年度)	753,000件
子育てに関する家庭訪問・相談件数 子育てに不安のある家庭への訪問支援及び子ども支援センターへの相談件数	434件 (平成21年度)	892件

3 資料編

1. 「目標とする指標」一覧
2. 青森市子ども総合計画後期計画の策定過程
3. 青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿
4. 青森市健康福祉審議会条例・青森市健康福祉審議会規則
5. 青森市子ども総合計画推進会議設置要綱

1. 「目標とする指標」一覧

＜目標とする指標＞

施策の進捗度を測るために、すべての施策に指標を設定し、これまでの実績値を基準値（現状値）とし、これまでの実績値の推移のほか、国・県の動向、今後の施策展開などを総合的に勘案して、計画最終年度の平成26年度における目標値を記載しています。

なお、指標一覧中(※)書きは、平成26年度目標値が現状値を下回っている理由を説明しています。

第1章 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

第1節 子どもの人権の尊重

第1項 「子どもの権利条約」の趣旨の普及と子どもの人権擁護の啓発

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
「子どもの権利条約」理念の趣旨に対する市民の認知度 「子どもの権利条約」の内容を知っている16歳以上の市民の割合	21.1% (平成22年度)	35.2%
「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数 ・小・中学校PTAや家庭教育学級等での講座回数（大人対象） ・小・中学校の児童生徒への講座回数（子ども対象）	1回 (平成22年度)	21回

第2項 「子どもの権利」尊重の明言化

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
「子どもの権利条約」理念の趣旨に対する市民の認知度(再掲) 「子どもの権利条約」の内容を知っている16歳以上の市民の割合	21.1% (平成22年度)	35.2%

第3項 子どもの意見表明の機会づくりと子どもに関する施策への子どもの参加

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
「子どもの権利条約」理念の趣旨に対する市民の認知度(再掲) 「子どもの権利条約」の内容を知っている16歳以上の市民の割合	21.1% (平成22年度)	35.2%

第2節 子どもの「自立」「交流」「創造」を育むまちづくり

第1項 思いやりの心の醸成

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
市民図書館、市民センター等における子ども1人当たりの貸出冊数 市民図書館、市民センター等における子ども(0~18歳)1人当たりの貸出冊数	4.71冊 (平成22年度)	4.99冊
「おはなし会」を実施する市民センター等の数 「おはなし会」を実施する市民センター等の館数	9館 (平成22年度)	11館

第2項 子どもの活動機会の充実

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
青森市子ども会育成連絡協議会への加入者数割合 市内児童生徒の「青森市子ども会育成連絡協議会」への加入者数割合	15.6% (平成22年度)	19.6%
各市民センターにおける子ども・青少年向けの各種講座の延べ開催回数 中央市民センター及び各地区市民センターにおける子ども・青少年向けの各種講座の年間延べ開催回数	325回 (平成22年度)	364回

第3項 子どもの居場所づくり

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
子どもの活動拠点数 児童館など、放課後児童会、放課後子ども教室開設箇所数	67箇所 (平成21年度)	81箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
子どもの活動拠点を利用した児童数 児童館など、放課後児童会、放課後子ども教室を利用した延べ児童数	528,884人 (平成21年度)	578,719人

第4項 子ども支援のネットワークづくり

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
青森市子ども会育成連絡協議会への加入者数割合(再掲) 市内児童生徒の「青森市子ども会育成連絡協議会」への加入者数割合	15.6% (平成22年度)	19.6%

第3節 学校などの教育機能の充実

第1項 確かな学力の向上

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
教育活動に対する満足度 児童生徒に基本的・基礎的な知識・技能が定着していると思う市民の割合	7.2% (平成22年度)	12.5%
学習状況調査の県平均正答率との差(小学5年生) 小学5年生を対象に行われる学習状況調査4教科全体の県平均正答率との差	-1.8 (平成22年度)	0.52
学習状況調査の県平均正答率との差(中学2年生) 中学2年生を対象に行われる学習状況調査5教科全体の県平均正答率との差	3.6 (平成22年度)	4.16

第2項 豊かな心の育成

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
ノーマライゼーションに対する満足度 誰もが住み慣れた社会で普通の生活が送られる社会こそ普通であると思う市民の割合	10.2% (平成23年度)	13.2%
学校図書館の1人当たりの貸出冊数 小・中学校の学校図書館における一人当たりの貸出冊数	小 17.7冊 中 2.3冊 (平成22年度)	小 22.6冊 中 2.7冊

第3項 健やかな体の育成

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
体力テストの体力合計点(小学5年生) 8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点	男 55.2点 女 56.0点 (平成22年度)	男 55.4点 女 56.2点
体力テストの体力合計点(中学2年生) 8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点	男 42.2点 女 44.9点 (平成22年度)	男 42.4点 女 46.5点
学校給食における地産地消率 学校給食における市産品及び県産品の使用割合(重量ベース)	65.4% (平成22年度)	65.4%

第4項 信頼される学校づくりの推進

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
教育環境に対する満足度 児童生徒が安心して教育を受けられる環境が整っていると思う市民の割合	13.0% (平成22年度)	15.4%
少人数学級編制を実施している学年の割合 小・中学校全9学年に対する少人数学級編制を実施している学年の割合	33.3% (平成22年度)	66.7%
教育相談への相談件数 教育相談室の教育相談及びスクールカウンセラーのカウンセリングの相談件数	4,176件 (平成21年度)	4,510件
JUMPチームに所属する児童生徒数 少年非行防止JUMP(ジャンプ)チームに所属する児童生徒数	558人 (平成22年度)	598人
不登校から復帰した児童・生徒の割合^(※) 不登校児童・生徒のうち、登校できるようになった児童・生徒の割合	児61.1% 生28.9% (平成21年度)	児43.6% 生32.0%

(※)「不登校から復帰した児童の割合」について、現状値は平成21年度の実績61.1%であるが、平成26年度目標値については、平成22年度見込値34.8%を基準に、過去5年間の平均上昇率を加算した値を設定していることから、現状値(平成21年度)を下回る目標値となっている。

第5項 幼児期の教育の充実と学校との連携

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
幼稚園教員・保育士の資質向上のための研修会実施回数 青森市私立幼稚園協会主催の幼稚園教員を対象とした研修会、青森市保育連合会及び市主催の保育士を対象とした研修会の実施回数	19回 (平成22年度)	20回

第4節 地域の教育力の向上

第1項 地域の教育力の向上

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
学校支援ボランティア数 市内小・中学校で学校支援ボランティア活動をしている保護者・地域住民の人数	2,356人 (平成22年度)	2,908人
体育指導委員活動回数 体育指導委員がスポーツに関する指導・助言の活動を行った回数	2,103回 (平成21年度)	2,328回

第5節 次代を担う大人になるための教育の充実

第1項 男女平等意識の啓発

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
男女共同参画に対する満足度 男女共同の環境・意識が職場や家庭において定着していると思う市民の割合	7.1% (平成22年度)	12.5%

第2項 思春期教育の充実

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
小・中学校における健康教育の実施率 小・中学校における各種健康教育を実施した学校の割合	小学校 91.2% 中学校 100.0% (平成22年度)	小学校 100.0% 中学校 100.0%

第6節 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第1項 交通安全の確保

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
交通事故による子どもの被害者数 交通事故による子ども(0~18歳)の年間被害者数	174人 (平成21年度)	140人

第2項 犯罪被害から守る活動の促進

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
防犯活動に対する満足度 関係機関等と連携しながら防犯活動が展開されていると思う市民の割合	7.2% (平成22年度)	7.6%

第3項 環境浄化活動の促進

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
青少年の健全育成に対する満足度 青少年が犯罪や非行に走ることなく、健全に育っていると思う市民の割合	7.8% (平成22年度)	10.3%

第4項 安全な道路交通環境の整備

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
道路環境に関する満足度 安全で快適に移動できる道路が整っていると思う市民の割合	17.2% (平成22年度)	19.2%

第5項 災害時における安全の確保

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
地震などの災害に対する家庭における意識度 地震などの災害に対して、家庭内で十分な備えをしていると思う市民の割合	38.6% (平成22年度)	69.1%

第7節 児童虐待防止に向けた支援の充実

第1項 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応、適切な支援

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
児童虐待に関する相談件数 市が対応した児童虐待に関する相談件数	41件 (平成22年度)	89件

第2章 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

第1節 仕事と子育ての両立の推進

第1項 多様な保育サービスの充実

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
認可保育所入所児童数 認可保育所に入所している児童数 (毎年度3月1日時点)	6,815人 (平成22年度)	6,815人 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
延長保育促進事業実施箇所数 延長保育を実施している保育所数	84箇所 (平成22年度)	84箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
休日保育事業実施箇所数 休日保育を実施している保育所数	17箇所 (平成22年度)	17箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
一時預かり事業実施箇所数 一時預かりを実施している保育所数	48箇所 (平成22年度)	48箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
地域子育て支援拠点事業実施箇所数 地域子育て支援センター（ひろば型、センター型）の開設箇所数	8箇所 (平成22年度)	8箇所 【行動計画策定指針に基づく全国共通目標事業量として設定】
ファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動件数 地域において育児の援助を行いたい者（サポート会員）による相互援助活動件数	3,182件 (平成22年度)	3,517件
子育て支援に対する満足度 子どもを安心して生み育てられる環境が整っていると思う市民の割合	8.1% (平成22年度)	9.7%

第2項 育児をしやすい職場環境づくり

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
労働環境の満足度 働きやすい環境にあると思う市民の割合	3.2% (平成22年度)	9.0%

第2節 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進

第1項 障害児家庭への支援の充実

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
障害児家庭に対する相談・支援件数 障害児とその家族等に対する訪問や外来等による相談・支援件数	487人 (平成22年度)	827人
放課後施設利用者数 放課後児童会、児童デイサービス及び日中一時支援事業を利用している児童数（年度末時点）	333人 (平成22年度)	467人

第2項 ひとり親家庭などへの支援の充実

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
母子自立支援員による相談・助言件数 母子自立支援員による母子・父子家庭及び寡婦の身上相談に対する助言件数	1,009件 (平成22年度)	1,349件

第3節 家庭教育の充実

第1項 家庭教育の充実

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
家庭教育学級参加者数 家庭教育学級、うとう家庭教育学級及び子育て講座の延べ参加者数	10,055人 (平成22年度)	12,951人
「子育て応援隊」の年間延べ活動数 「子育て応援隊」によるさまざまな子育て支援活動の年間延べ回数	177回 (平成22年度)	265回
男女共同参画に対する満足度(再掲) 男女共同の環境・意識が職場や家庭において定着していると思う市民の割合	7.1% (平成22年度)	12.5%

第4節 子どもを健やかに生み育てるための母子保健対策などの充実

第1項 妊産婦・乳幼児の保健及び健康診査などの充実

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
産婦の訪問指導実施率 保健師による産婦への訪問指導した割合	57.3% (平成22年度)	81.0%
乳幼児健診の受診率 4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を受診した子どもの割合	96.2% (平成22年度)	97.2%

第5節 安心して子育てできる医療体制の充実

第1項 救急医療体制の充実

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
医療体制に対する満足度 病状に応じて身近なところで適切な医療を受けられると思う市民の割合	26.8% (平成22年度)	30.8%

第2項 妊産婦・子どもの医療費助成制度の実施

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
子どもの医療費無料化の進捗度 「子どもの医療費無料化を小学生にまで拡大し、将来は中学生にまで拡大」の対象年齢の進捗度	43.8% (就学前児童まで) (平成22年度)	81.3% (小学校6年生まで)

第6節 子育てを支援する生活環境の充実

第1項 生活環境の整備

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
市が管理している公園数 市が管理している公園数	128箇所 (平成22年度)	134箇所
緑化活動累積団体数 自主的に緑化活動を行っている団体数の累積	374団体 (平成22年度)	780団体

第2項 安心して外出できる環境の整備

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
市所有施設のバリアフリー化達成度 ^(※) 「青森市所有施設バリアフリー整備方針」において整備対象としている項目の整備状況	58.0% (平成22年度)	48.6%

(※)現状値58.0%は、平成22年度時点における要整備項目数200項目に対する整備済みの割合であるが、平成23年度に整備状況の調査を行ったところ、要整備項目数が253項目と対象数が増加したことから、現状値(平成22年度)を下回る目標値となっている。

第3章 子どもに関する情報・相談機能の充実と計画の推進体制

指標とその説明	現状値	平成26年度目標値
市ホームページの子どもに関する情報へのアクセス件数 市ホームページのうち、子どもに関する情報ページへのアクセス件数(携帯サイト分含む)	678,873件 (平成22年度)	753,000件
子育てに関する家庭訪問・相談件数 子育てに不安のある家庭への訪問支援及び子ども支援センターへの相談件数	434件 (平成21年度)	892件

2. 青森市子ども総合計画後期計画の策定過程

年月日	事項
平成 22 年 7 月 14 日	青森市子ども総合計画(こどもプラン)に基づく子ども関連施策フォローアップ
平成 22 年 8 月 10 日	平成 22 年度第 2 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催(後期計画策定概要・スケジュール等説明)
平成 22 年 10 月 1 日～31 日	後期計画策定にかかるニーズ調査実施
平成 22 年 11 月 17 日	「後期計画素案整理表」(現状と課題、施策の内容、事務事業)庁内照会
平成 23 年 2 月 23 日	「後期計画素案」庁内照会(1 回目)
平成 23 年 3 月 17 日	平成 22 年度第 4 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催(後期計画策定進捗状況説明)
平成 23 年 3 月 31 日	「後期計画素案」庁内照会(2 回目)
平成 23 年 5 月 6 日	青森市子ども総合計画(こどもプラン)フォローアップ
平成 23 年 5 月 27 日	平成 23 年度第 1 回青森市子ども総合計画推進会議開催(「後期計画素案」庁内最終調整)
平成 23 年 6 月 29 日	平成 23 年度第 1 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催(「後期計画素案」審議)
平成 23 年 7 月 12 日	平成 23 年度第 4 回定例庁議にて「後期計画素案」決定
平成 23 年 7 月 21 日	民生環境常任委員協議会にて「後期計画素案」報告
平成 23 年 7 月 27 日	「後期計画案」庁内照会(1 回目)
平成 23 年 8 月 1 日～31 日	「後期計画素案」に対するわたしの意見提案制度(パブリックコメント)の実施
平成 23 年 8 月 8 日	「後期計画案」庁内照会(2 回目)
平成 23 年 8 月 9 日	浪岡自治区地域協議会へ「後期計画素案」説明
平成 23 年 8 月 24 日	平成 23 年度第 2 回青森市子ども総合計画推進会議開催(「後期計画案」庁内最終調整)
平成 23 年 9 月 26 日	平成 23 年度第 2 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催(「後期計画案」審議)
平成 23 年 10 月 6 日	民生環境常任委員協議会にて「後期計画案」説明
平成 23 年 10 月 11 日	平成 23 年度第 7 回定例庁議にて「後期計画」決定

3. 青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

委員氏名	役職名等	委嘱期間
イシムラ テツオ 石村 鐵男	青森市浪岡民生委員児童委員協議会 副会長	H21.10.20～ H23.5.26
イシオカ マツ 石岡 まつ	青森市浪岡民生委員児童委員協議会 副会長	H23.5.27～
イトウ ナオキ 伊藤 直樹	青森市立造道中学校 校長	H21.10.20～ H23.4.28
サトウ ヒデキ 佐藤 秀樹	青森市保育連合会 会長	H21.10.20～
ニシムラ エミコ 西村 恵美子	青森市教育委員会 教育委員	H21.10.20～
ヌマタ トオル 沼田 徹	沼田法律事務所 弁護士	H21.10.20～
ハラ アキラ 原 朗	青森市立油川中学校 校長	H23.4.29～
マツウラ ケンエツ 松浦 健悦	青森市PTA連合会 会長	H22.6.23～
ミヤザキ シュウイチ 宮崎 秀一	弘前大学教育学部 教授	H21.10.20～

※名簿は五十音順

4. 青森市健康福祉審議会条例・青森市健康福祉審議会規則

1. 青森市健康福祉審議会条例

平成十八年六月二十八日

条例第四十三号

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第七条第一項の規定に基づく青森市健康福祉審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、広く健康福祉に関する事項を調査審議する青森市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

第三条 審議会は、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(任期等)

第四条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務の代理)

第五条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第七条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(準用規定)

第八条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青森市特別職の職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

3 青森市費用弁償条例(平成十七年青森市条例第五十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2. 青森市健康福祉審議会規則

平成十八年九月十九日
規則第八十号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市健康福祉審議会条例(平成十八年青森市条例第四十三号。以下「条例」という。)第九条の規定に基づき、青森市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第二条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - 二 障害者福祉専門分科会 障害者の健康福祉に関する事項
 - 三 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項
 - 四 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
 - 五 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
- 2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会の会議等)

第三条 専門分科会の会議については、条例第六条(民生委員審査専門分科会にあっては、同条第四項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(部会)

第四条 障害者福祉専門分科会に、審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - 二 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
 - 三 指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定及び指定の取消し又は効力の停止に関する事項
- 2 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に、前項に規定する部会のほか、必要があるときは、その他の部会を置くことができる。
- 3 部会(審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(部会の会議等)

第五条 部会の会議については、条例第六条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

3 前条第二項に規定する部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(庶務)

第六条 審議会、専門分科会及び部会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

5. 青森市子ども総合計画推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市子ども総合計画推進会議の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定する青森市子ども総合計画の策定、調整及び進捗管理のため、青森市子ども総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青森市子ども総合計画の策定、調整及び進捗管理に関する事項
- (2) その他委員長が特に必要と認めた事項

(組織)

第4条 推進会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、健康福祉部長がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉部子どもしあわせ課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

委員
市長公室長
総務部長
企画財政部長
市民生活部長
健康福祉部長
経済部長
都市整備部長
浪岡事務所副所長
教育委員会事務局教育部長

**青森市子ども総合計画
後期計画
(平成 23 年度～平成 26 年度)**

～子どもの人権が尊重され、子どもが健やかに育つまちへ～



発行 青森市
編集 健康福祉部子どもしあわせ課
〒030-8555 青森市中央1丁目22番5号
TEL 017-734-5348 FAX 017-722-5678
HP <http://www.city.aomori.aomori.jp/>